

第2期檜原村子ども・子育て支援事業計画

子どもが 親が 地域が育つ
— 子育てしてよかった 育てよかった！ ひのはらむら —

令和2年3月

檜 原 村

目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画の背景.....	1
2	計画の位置づけ.....	2
3	計画の期間.....	3
4	計画の策定体制.....	3
第2章	子ども・子育てをめぐる本村の現状	4
1	人口と世帯の状況.....	4
2	婚姻・出産等の状況.....	8
3	就業の状況.....	11
4	教育・保育事業の状況.....	13
5	アンケート調査結果の概要.....	14
6	本村の現状からみる課題.....	30
第3章	計画の基本的な考え方	32
1	計画の基本理念.....	32
2	計画の基本視点.....	33
3	基本施策.....	34
第4章	子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策	36
1	子ども・子育て支援新制度の概要.....	36
2	教育・保育提供区域.....	37
3	児童数の見込み.....	38
4	教育・保育の見込量と確保方策.....	39
5	地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策.....	43
6	教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保.....	51
7	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	51
第5章	計画の推進	52
1	計画の推進体制.....	52
2	計画の進行管理.....	52
資料編	53
1	檜原村子育て支援協議会設置条例.....	53
2	檜原村子育て支援協議会委員名簿.....	55

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の背景

我が国の合計特殊出生率は昭和42年以降減少し続け、平成元年にはそれまでの最低水準であった1.58を下回る1.57を記録し、その後も減少傾向はとどまることなく少子化は進行しています。平成30年の合計特殊出生率は1.42となっており、人口を維持するのに必要な水準（人口置換水準のことで、我が国では概ね2.07程度）を大きく下回っています。

近年、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、子ども・子育て家庭を取り巻く社会環境の変化によって、子育て家庭の子育てに対する負担や不安、孤立感が増大しており、子どもの育ちと子育てを、社会全体で支援していくことが求められてきました。

国では、子ども・子育て支援が充実した社会を実現するために、総合的かつ長期的な少子化へ対処するための「少子化社会対策基本法」や子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりを集中的、計画的に進めるための「次世代育成支援対策推進法」等を制定し、子育て支援施策の一層の充実や結婚・出産の希望が実現できる環境の整備など、総合的な少子化対策を推進してきました。

平成24年8月には、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、幼稚園、保育所、認定こども園を通じた共通の新たな給付や、認定こども園制度の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」を制定し、子ども・子育てを支援する新たな制度を創設しました。

本村では、こうした「子ども・子育て関連3法」の趣旨を踏まえ、平成27年3月に「檜原村子ども・子育て支援事業計画」（以下「第1期計画」という。）を策定し、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

その後、全国的に少子化が進行する中、依然として待機児童は存在しており、国は、待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」の前倒しでの実施、放課後児童対策のさらなる推進を目指す「新・放課後子ども総合プラン」の策定、幼児教育・保育の無償化に向けた「子ども・子育て支援法」の改正など、子育て支援対策を加速化しており、都及び市町村、地域社会が一体となって子育て支援に取り組むことが求められています。

こうした流れを踏まえ、本村では、第1期計画を検証し、さらなる子育て環境の充実を図るため、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とした「第2期檜原村子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 子ども・子育て支援法に基づく計画

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、これに即して、「教育・保育提供区域」ごとの各年度の「教育・保育」の必要量の見込み、「地域子ども・子育て支援事業」の必要量の見込み、これらの提供体制の確保の内容と実施時期を定めます。

(2) 次世代育成支援対策推進法に基づく計画

次世代育成支援行動計画の法的根拠となる「次世代育成支援対策推進法」は平成27年3月までの時限立法でしたが、次世代育成支援対策の更なる推進・強化を図るため、令和7年3月まで10年間延長されています。

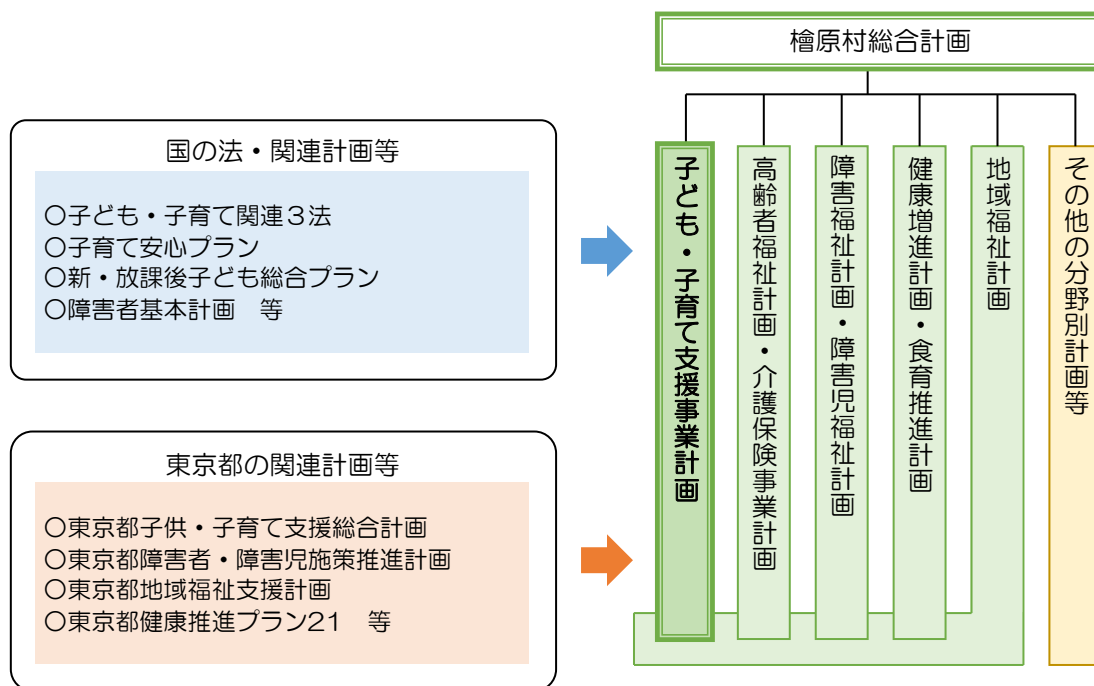
本村では、法律の有効期限の延長の趣旨を踏まえ、本計画を「次世代育成支援対策推進法」第8条に規定される「市町村行動計画」の性格を持ち合わせるものとして位置付けます。

(3) 本村の関連計画に配慮した計画

本計画を推進することにより、上位計画である「第5次檜原村総合計画」の子育て分野を含む基本指針「健康管理と福祉の充実で元気な村づくり」の実現を図ります。

また、保健、医療、福祉、教育、労働、まちづくりなど、関連する各分野の計画と連携・整合を図ります。

■関連計画等との関係図



3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

ただし、社会経済状況の変化や国の動向、村民ニーズなどを踏まえながら、必要に応じて計画を見直します。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
檜原村子ども・子育て支援事業計画					第2期檜原村子ども・子育て支援事業計画				

4 計画の策定体制

(1) 檜原村子育て支援協議会

本計画の策定にあたって、専門家の意見や村民の幅広い意見を反映させるため、福祉・教育・医療などの関係機関・団体等で組織する「檜原村子育て支援協議会」を開催し、計画内容について協議しました。

(2) 子育て支援に関するニーズ調査

本計画の策定にあたって、子育て世帯の生活実態や要望・意見等を把握するために、村内の未就学児童の保護者、小学生の保護者、中学生及び高校生に対して、平成31年1月10日から平成31年1月31日にアンケート調査を実施しました。

(3) パブリックコメント

「檜原村子育て支援協議会」で審議された計画案を、令和2年2月13日から令和2年2月28日まで、村のホームページ等で周知し、広く村民の方々から意見を募集しました。

第2章 子ども・子育てをめぐる本村の現状

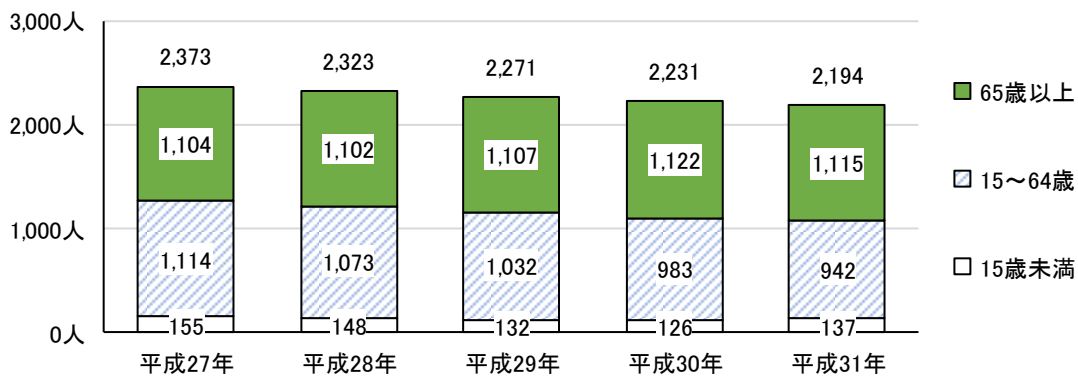
1 人口と世帯の状況

(1) 総人口及び年齢3区分別人口

総人口は、平成31年4月1日現在で2,194人となっています。平成27年から5年間の推移をみると、年々減少し、5年間で179人の減少となっています。

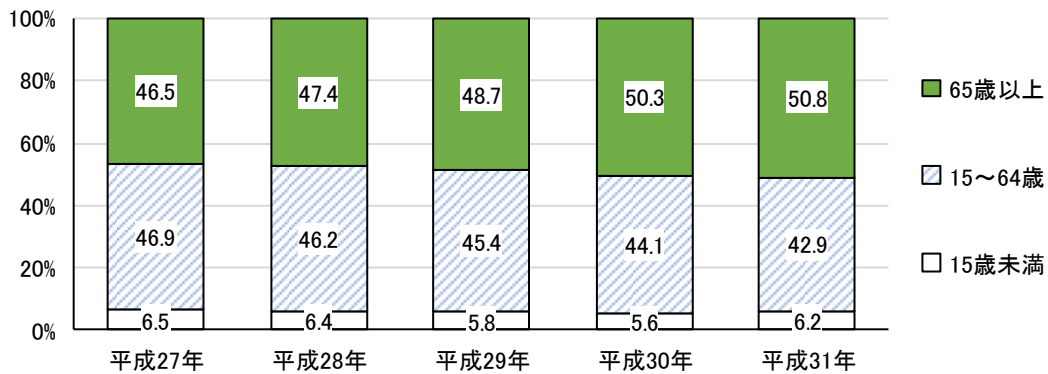
年齢3区分の人口構成比をみると、65歳以上の高齢者人口の割合が年々増加し、平成30年には50%を超え、平成31年には50.8%を占めています。一方で、15～64歳の生産年齢人口割合は年々減少し、15歳未満の年少人口割合は5～6%台で推移しており、少子高齢化が進んでいることがわかります。

■総人口及び年齢3区分人口の推移



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

■年齢3区分人口構成比の推移

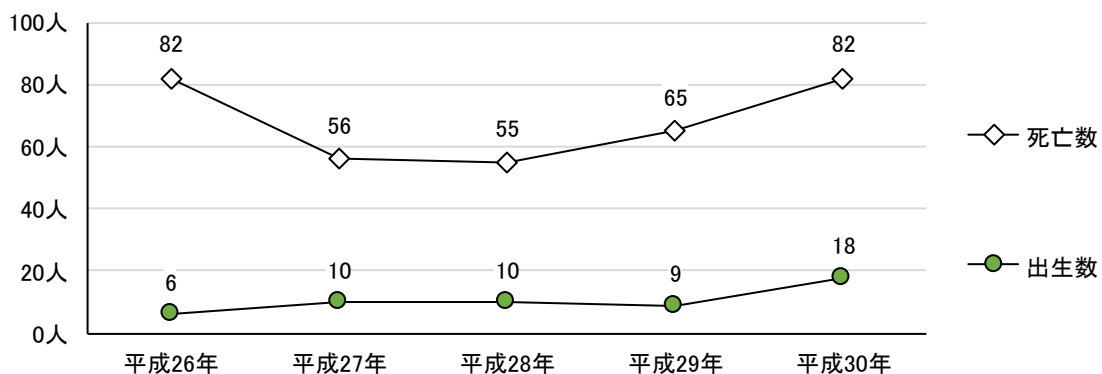


資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

(2) 自然動態

出生数及び死亡数の推移をみると、死亡数が出生数を大きく上回っています。
平成30年の出生数は、前年から倍増し18人となっています。

■出生数及び死亡数の推移

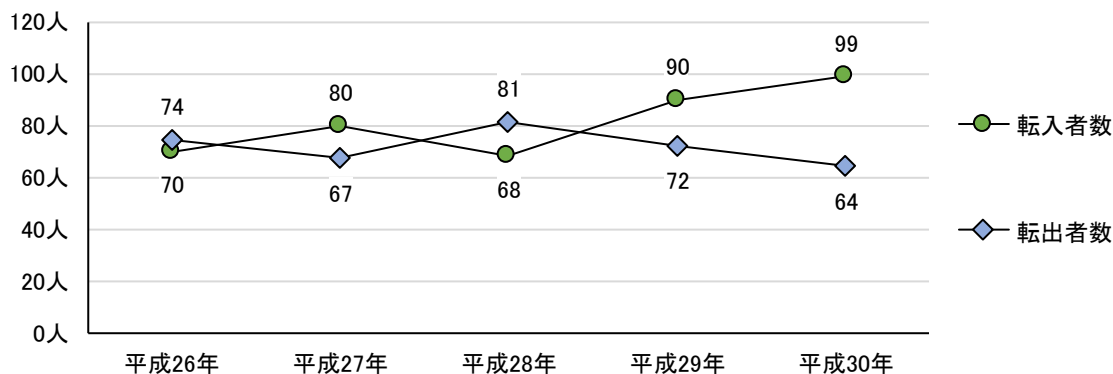


資料: 東京都人口動態統計

(3) 社会動態

転入者数及び転出者数の推移をみると、平成29年以降は転入者数が転出者数を上回っています。

■転入者数及び転出者数の推移



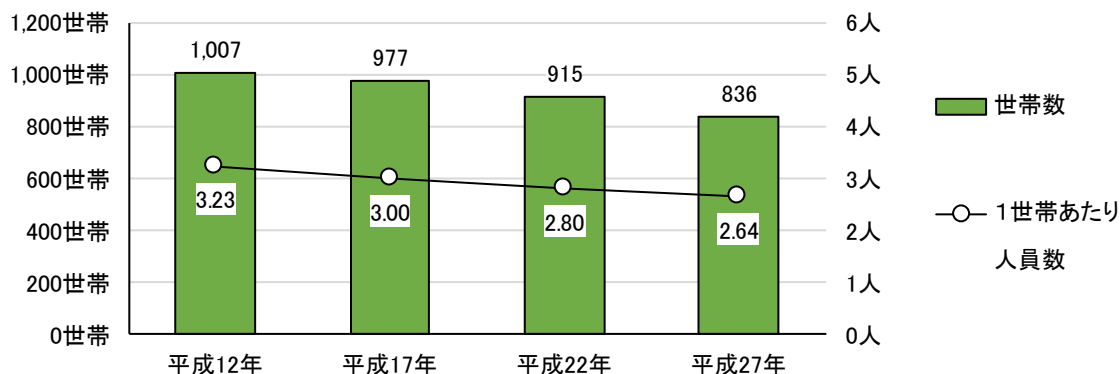
資料: 東京都の統計「人口の動き」

(4) 世帯数

世帯数は年々減少しており、平成27年は836世帯となっています。

1世帯あたり人員数も年々減少しており、核家族化が進んでいることがわかります。

■世帯数と1世帯あたり人員数の推移



資料:国勢調査

(5) 世帯類型

世帯類型による世帯数の推移をみると、単独世帯が年々増加しています。

核家族世帯の内訳をみると、夫婦のみの世帯や夫婦と子どもの世帯が一貫して減少しています。

■世帯類型による世帯数の推移

(単位:世帯)

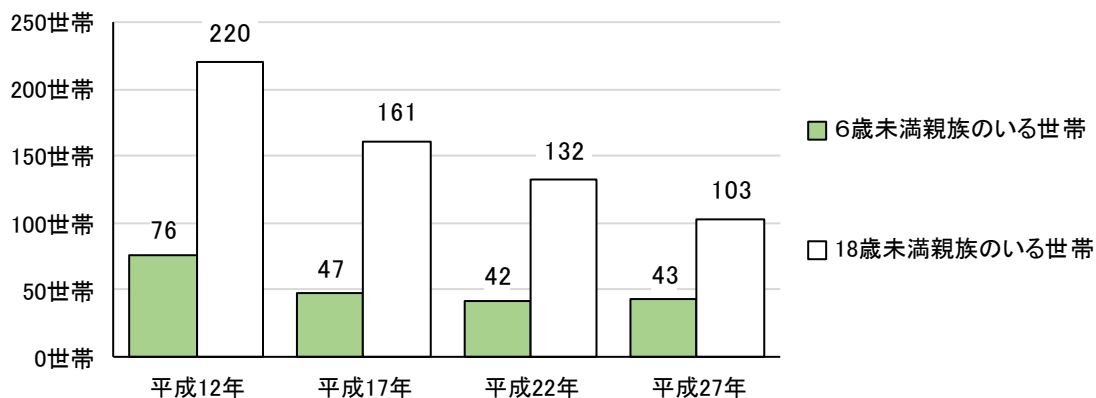
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯数(合計)	1,007	977	912	836
単独世帯	180	225	235	240
核家族世帯	552	522	497	457
夫婦のみ	214	208	205	194
夫婦と子ども	234	198	176	161
男親と子ども	20	16	16	17
女親と子ども	84	100	100	85
三世代世帯	206	168	113	73
その他の世帯	69	62	67	66

資料:国勢調査(世帯類型不詳は除く)

(6) 子どもがいる世帯

本村の子どもがいる世帯について、平成27年の国勢調査では、6歳未満親族のいる世帯は43世帯、18歳未満親族のいる世帯は103世帯となっており、18歳未満親族のいる世帯は年々減少している状況です。

■子どもがいる世帯の推移



資料：国勢調査

(7) 母子世帯・父子世帯

18歳未満の子どもがいる世帯の母子世帯及び父子世帯の状況を見ると、母子世帯が父子世帯を上回って推移しています。

平成27年では、6歳未満親族のいる父子世帯が1世帯、18歳未満親族のいる母子世帯が6世帯、父子世帯が1世帯となっています。

■母子世帯及び父子世帯の推移

		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
母子世帯	6歳未満親族のいる世帯	1	3	1	0
	18歳未満親族のいる世帯	5	5	9	6
父子世帯	6歳未満親族のいる世帯	0	0	0	1
	18歳未満親族のいる世帯	1	0	0	1

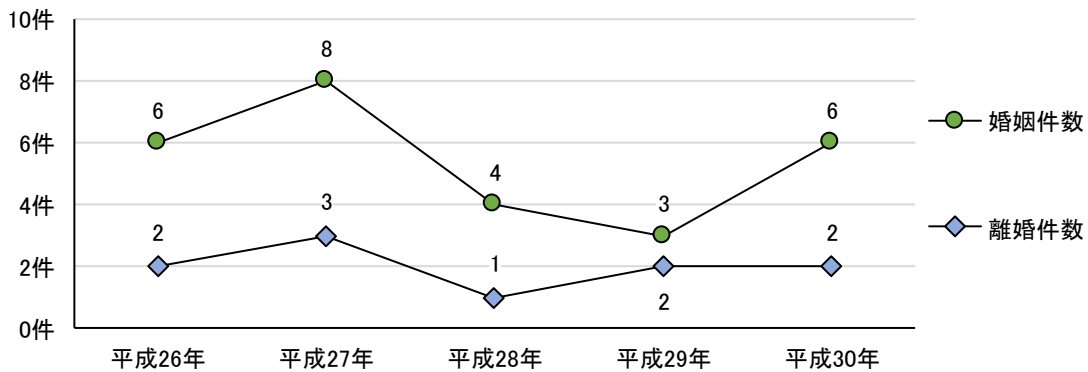
資料：国勢調査

2 婚姻・出産等の状況

(1) 婚姻・離婚

婚姻件数は平成28年以降減少していましたが、平成30年に増加に転じ6件となっています。
離婚件数は横ばいで推移しており、平成30年は2件となっています。

■婚姻件数・離婚件数の推移

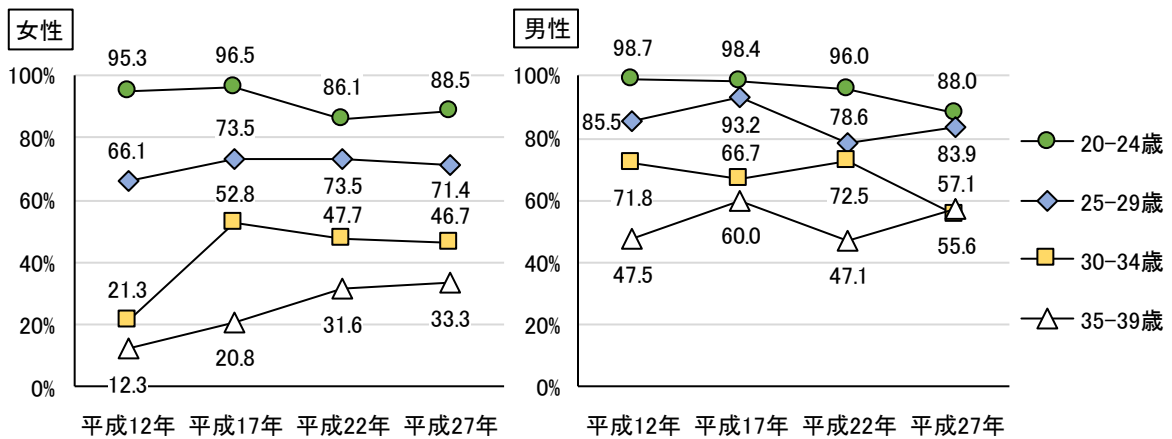


資料:東京都人口動態統計

(2) 未婚率

男女ともに年代が低いほど未婚率は高くなっています。女性では、30歳代の未婚率の上昇が大きく、15年間で30~34歳は25.4ポイント、35~39歳は21.0ポイント上昇しています。
一方、男性の30~34歳の未婚率は、15年前と比較すると16.2ポイント低下しています。

■未婚率の推移

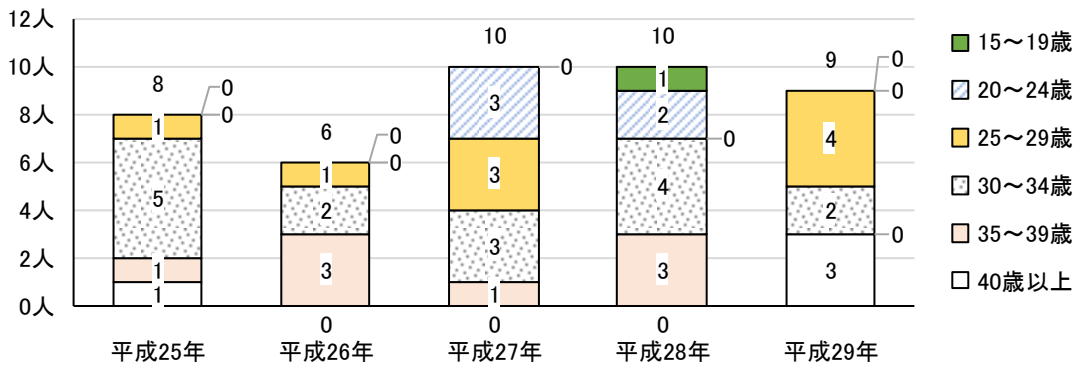


資料:国勢調査

(3) 出生数

出生数は、平成27年及び平成28年は10人、平成29年は9人となっています。
 母親の年齢別出生数をみると、30歳代での出産が多くなっています。

■母親の年齢別出生数の推移

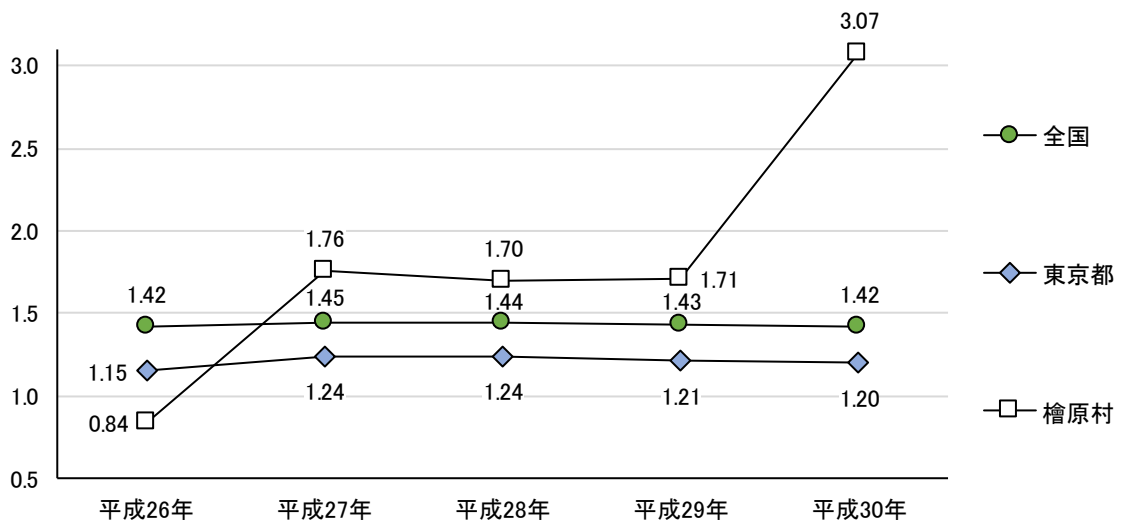


資料：東京都人口動態統計

(4) 合計特殊出生率

合計特殊出生率は、平成27年以降1.7を超えて推移しており、全国及び東京都の数値を上回っています。

■合計特殊出生率の推移

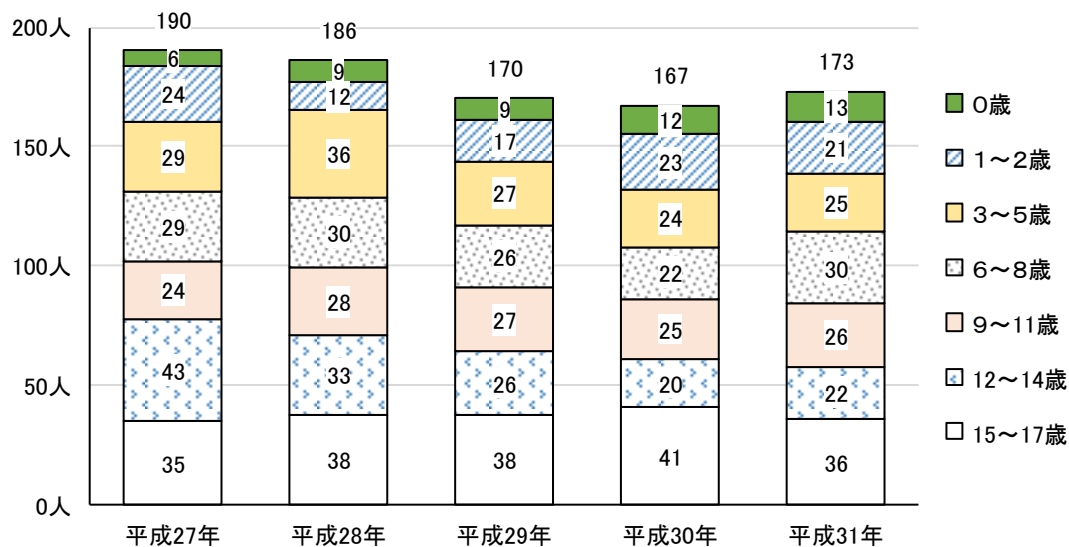


資料：東京都人口動態統計

(5) 子どもの人口

18歳未満の子どもの人口は、平成31年4月1日現在で173人となっています。平成30年までは年々減少していましたが、平成31年に微増しています。

■子どもの人口の推移



(単位: 人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	6	9	9	12	13
1歳	6	6	11	9	13
2歳	18	6	6	14	8
3歳	8	17	5	6	13
4歳	11	8	14	4	6
5歳	10	11	8	14	6
6歳	11	8	9	7	15
7歳	11	11	7	8	7
8歳	7	11	10	7	8
9歳	12	7	10	10	7
10歳	9	12	6	9	10
11歳	3	9	11	6	9
12歳	15	3	8	9	5
13歳	15	15	3	8	9
14歳	13	15	15	3	8
15歳	12	13	15	15	4
16歳	14	12	12	15	15
17歳	9	13	11	11	17
合計	190	186	170	167	173

資料: 住民基本台帳(各年4月1日現在)

3 就業の状況

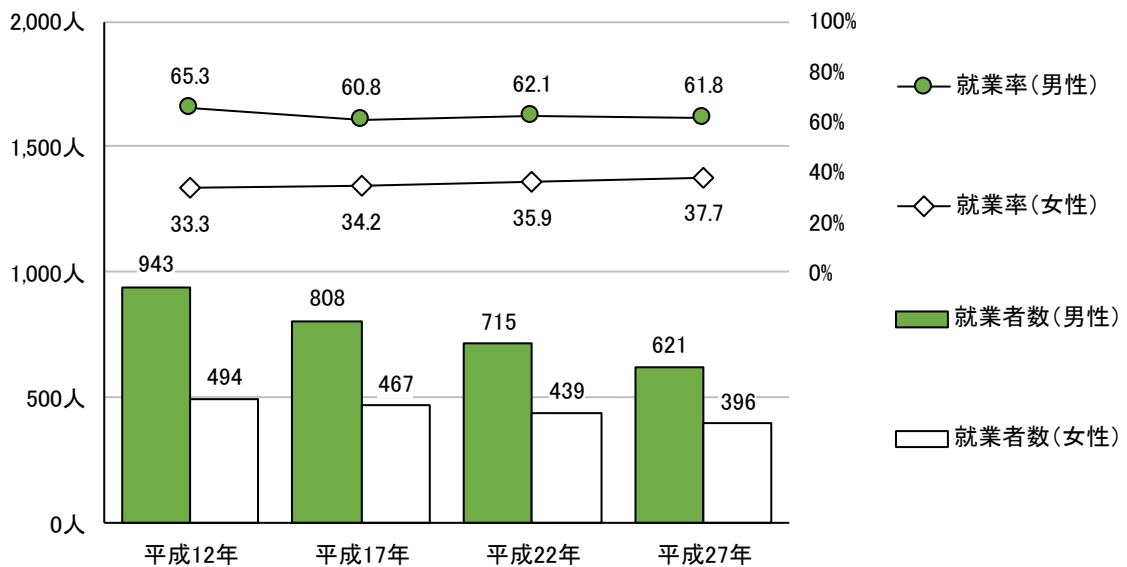
(1) 就業者数・就業率

就業者数は、男女ともに平成12年をピークに年々減少しています。

一方で、女性の就業率は年々増加しています。

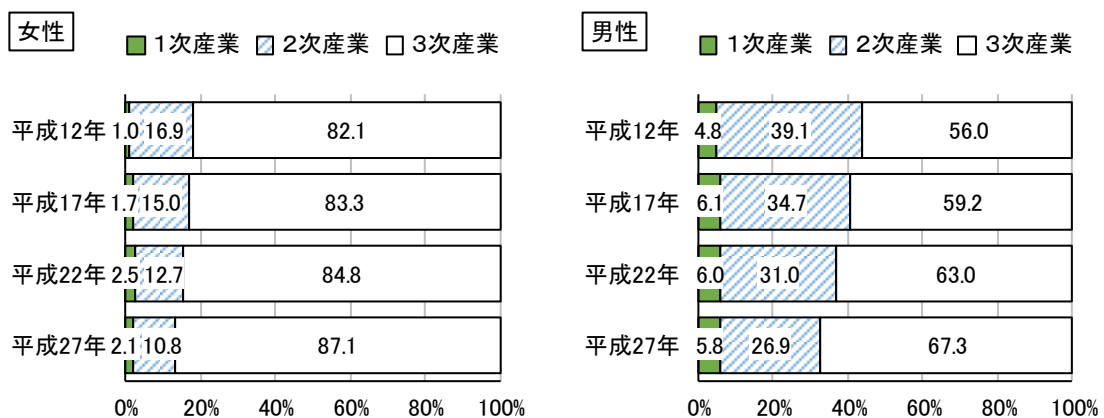
産業分類別の割合をみると、男女ともに3次産業が過半数を占めており、年々増加しています。

■女性の就業者数の推移



資料:国勢調査

■産業分類別就業者の推移



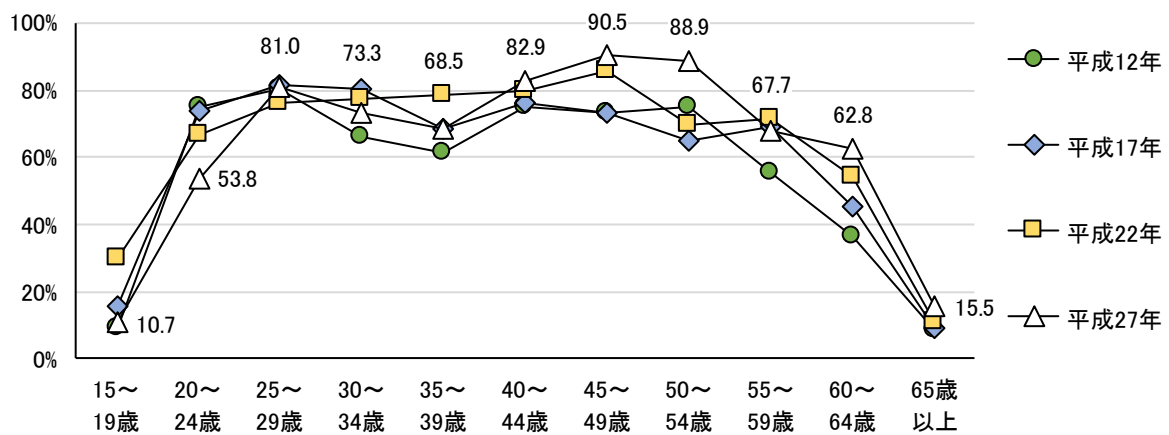
資料:国勢調査(分類不能除く)

(2) 年齢別労働力率

年齢別の労働力率は男性が低下傾向にある中で、女性では40～44歳から50～54歳の年齢で上昇しています。

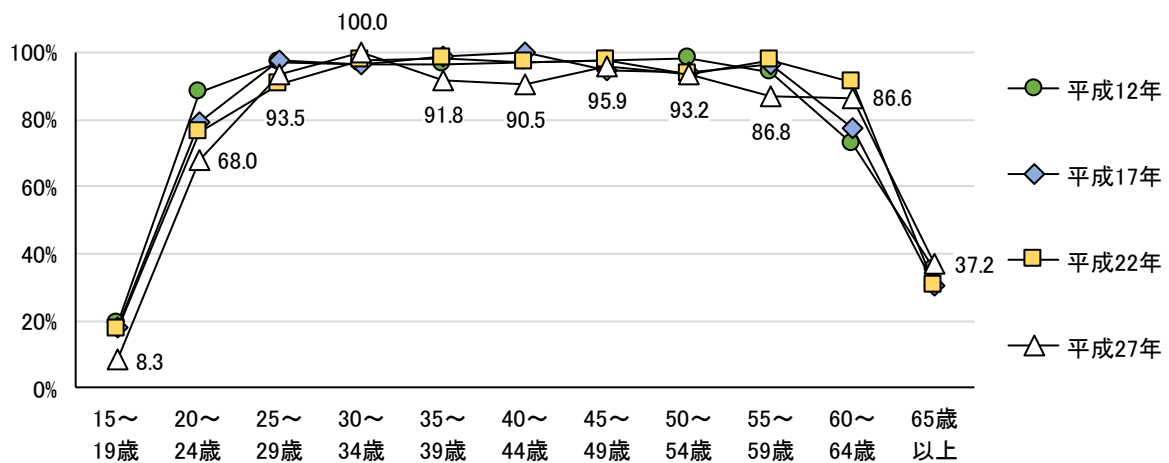
女性の年齢別の労働力率を年齢に沿ってみると、25～29歳をピークに減少し、さらに40歳を超えると就業率は再び高くなる「M字曲線」を示しています。30代前後で結婚や出産を理由として離職する割合が多くなっているものと考えられますが、上昇傾向にあった30歳代の割合が低下しています。

■女性の年齢別労働力率



資料:国勢調査

■男性の年齢別労働力率



資料:国勢調査

4 教育・保育事業の状況

(1) 保育所通所児童数

村内にある認可保育所1か所で0～5歳児の保育事業を実施しており、40人前後が通所しています。

■保育所の通所児童数の推移

(単位:人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	2	5	3	3	4
1・2歳	18	7	14	16	15
3～5歳	24	29	22	20	21
合計	44	41	39	39	40

資料:檜原村(各年4月1日現在)

(2) 小学校児童数及び中学校生徒数

村内に小学校1校、中学校1校があり、平成23年度より小中別々の校舎により、9年間の小中一貫教育を実施しています。

児童数及び生徒数はともに平成30年から令和元年にかけて増加しており、令和元年の小学校の児童数は53人、中学校の生徒数は21人となっています。

■小学校の児童数

(単位:人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
1年生	11	6	9	6	15
2年生	10	10	6	8	6
3年生	7	9	10	6	8
4年生	12	6	9	10	6
5年生	9	11	6	8	10
6年生	3	8	9	6	8
合計	52	50	49	44	53

資料:学校基本調査(各年5月1日現在)

■中学校の生徒数

(単位:人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
1年生	15	3	7	9	5
2年生	14	15	3	7	9
3年生	13	14	15	3	7
合計	42	32	25	19	21

資料:学校基本調査(各年5月1日現在)

5 アンケート調査結果の概要

本調査は、次期計画で確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算出するため、また、子どもたちの現在の生活状況や将来に向けた要望・意見等をこれからの計画づくりに活用するための基礎資料とすることを目的として実施しました。

■実施概要

種類	対象地域	調査形式	配布・回収方法	調査時期
未就学児童保護者	檜原村全域	アンケート調査	郵送による 配布・回収	平成31年1月10日～ 平成31年1月31日
小学生保護者				
中高生				

■回収結果

種類	配布数	有効回収数	有効回収率
未就学児童保護者	71件	30件	42.3%
小学生保護者	46件	23件	50.0%
中高生	64件	27件	42.2%

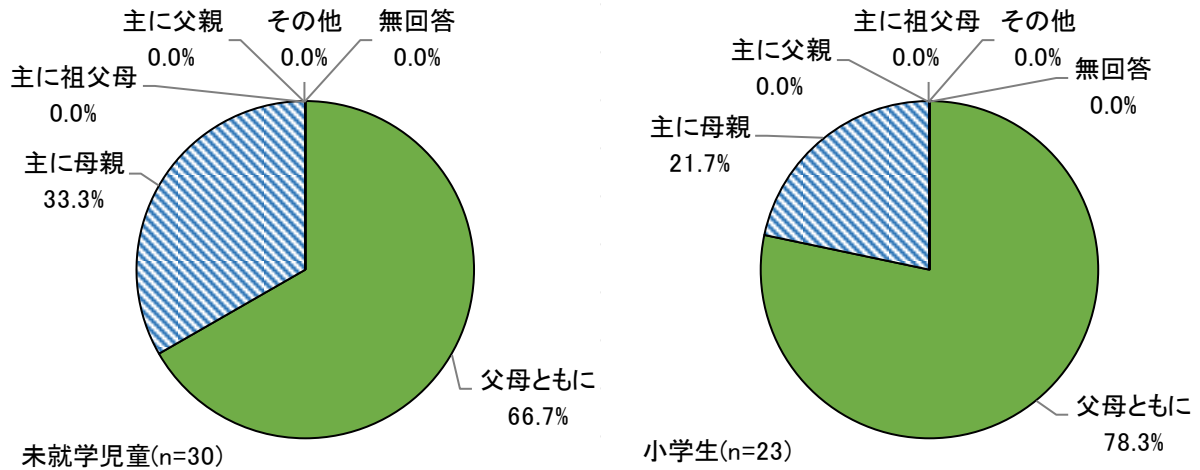
■アンケート調査結果の概要を見るにあたっての注意点

- 図表中の「n」とは、その設問の回答者数を表しています。
- 図表タイトルの【SA】は単数回答、【MA】は複数回答可の質問であることを示しています。
- 調査結果の比率は、設問の回答者数を基数として、小数第2位を四捨五入し、小数第1位までを示しています。そのため、その合計値が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答の設問の場合、回答比率の合計は100.0%を超える場合があります。
- 図表中「無回答」とあるものは、回答が示されていない、又は回答の判別が困難なものです。
- 本文中の「前回調査」は、第1期計画策定時(平成25年)に実施した調査です。

(1) 主に子育てをしている人

主に子育てをしている人について、未就学児童の保護者と小学生の保護者ともに「父母共に」が最も多くなっています。未就学児童の方が「主に母親」の割合が高くなっています。

■主に子育てをしている人【SA】

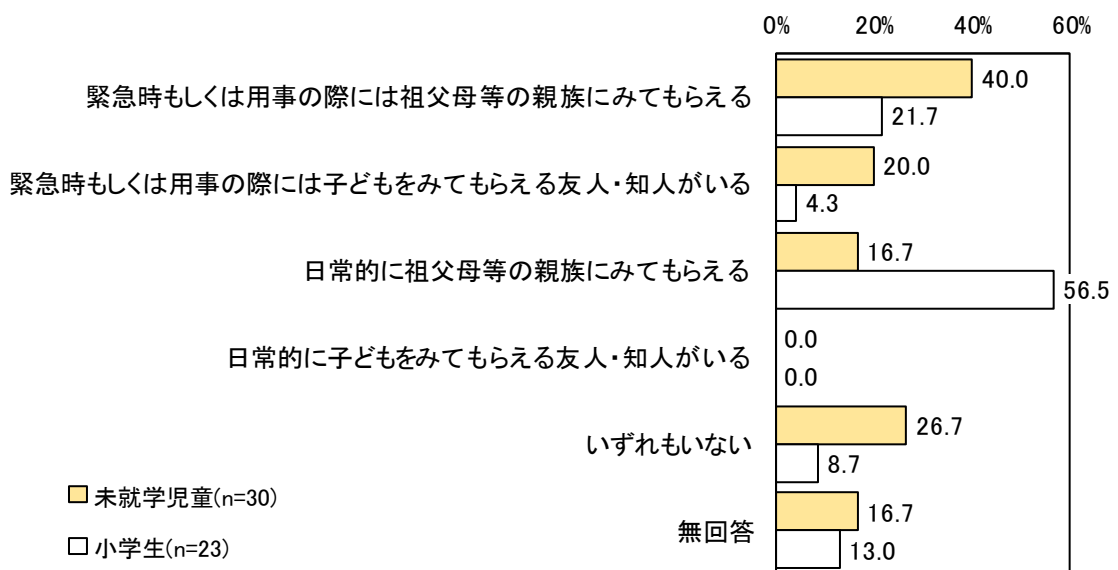


(2) 子どもをみてもらえる親族・知人

未就学児童の保護者は「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が40.0%で最も多くなっています。

一方、小学生の保護者は「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が56.5%で最も多くなっています。なお、未就学児童の保護者では「いずれもない」が26.7%となっています。

■子どもをみてもらえる親族・知人【MA】

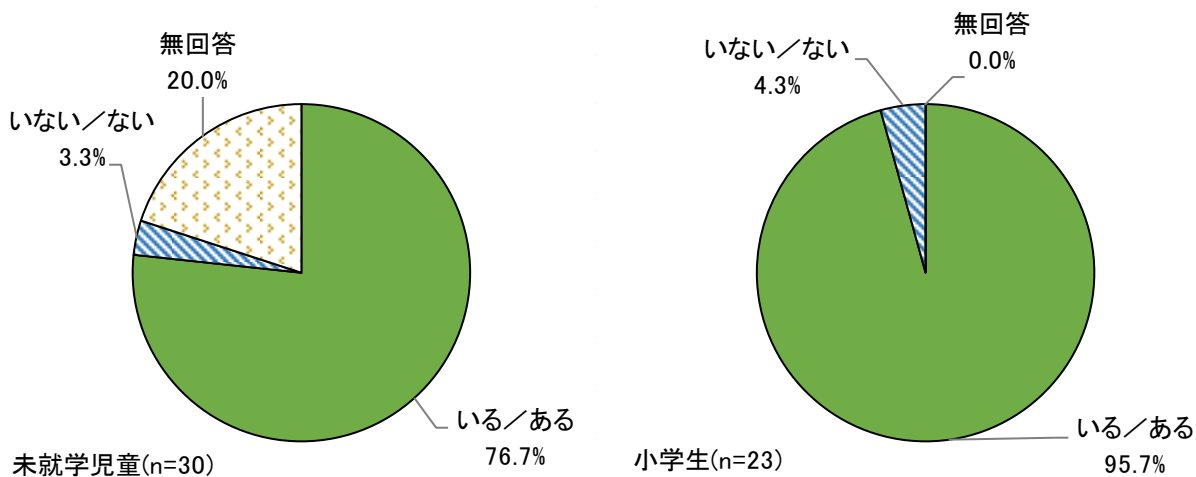


(3) 気軽に相談できる人・場所

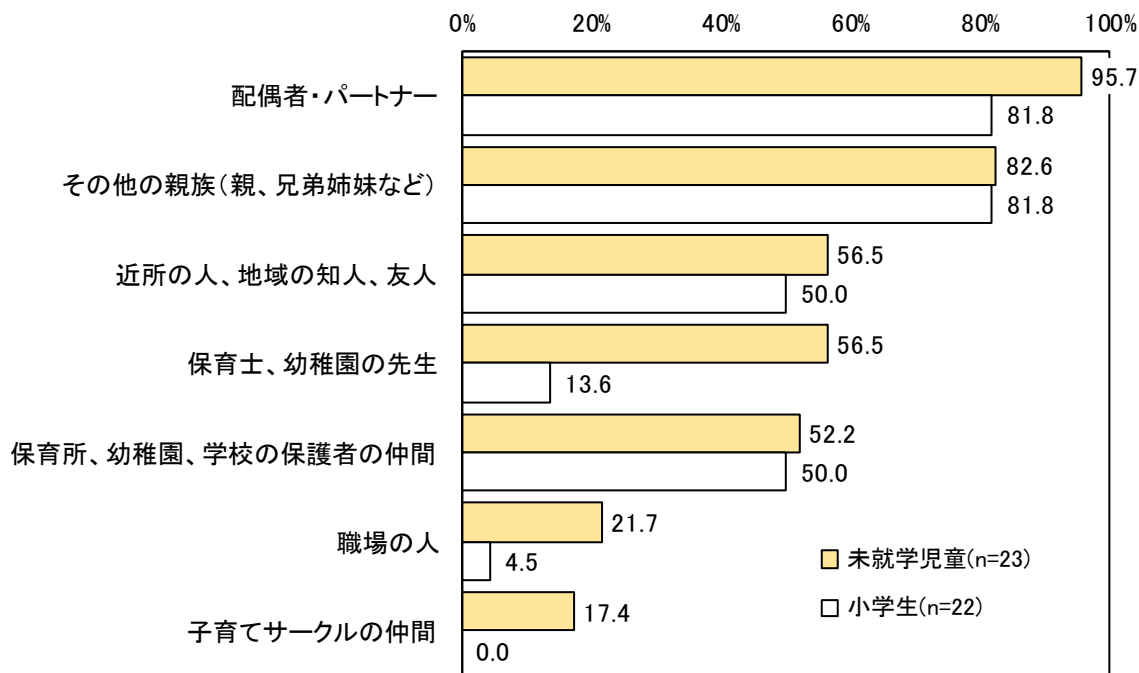
気軽に相談できる人・場所について、未就学児童の保護者と小学生の保護者ともに「いる／ある」が大半を占めています。

具体的な相談先については、未就学児童の保護者と小学生の保護者ともに「配偶者・パートナー」と「その他の親族」が大半を占めています。また、「近所の人、地域の知人、友人」も半数を占め、身近な人への相談が多くなっています。

■気軽に相談できる人・場所の有無【SA】



■気軽に相談できる人・場所【MA・上位項目】



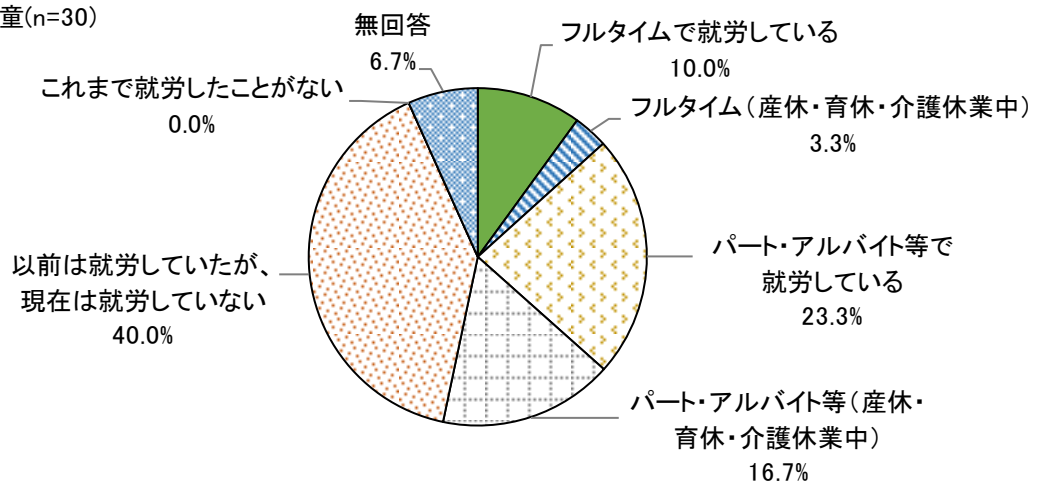
(4) 母親の就労状況

未就学児童の保護者の就労状況は、「フルタイム」が10.0%、「パート・アルバイト等」が23.3%で、産休・育休・介護休業中と合わせると53.3%となっています。

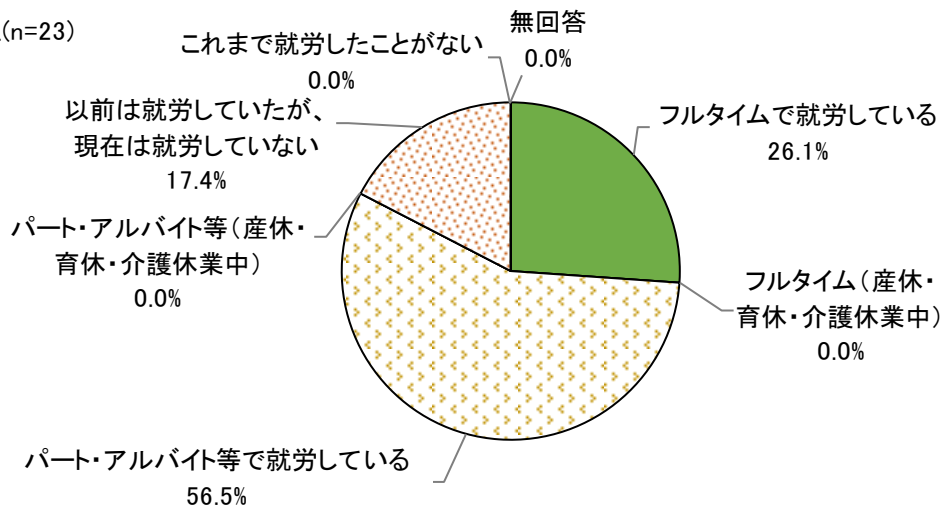
小学生の保護者の就労状況は、「フルタイム」が26.1%、「パート・アルバイト等」が56.5%で、合わせると82.6%となっています。

■母親の就労状況【SA】

未就学児童(n=30)



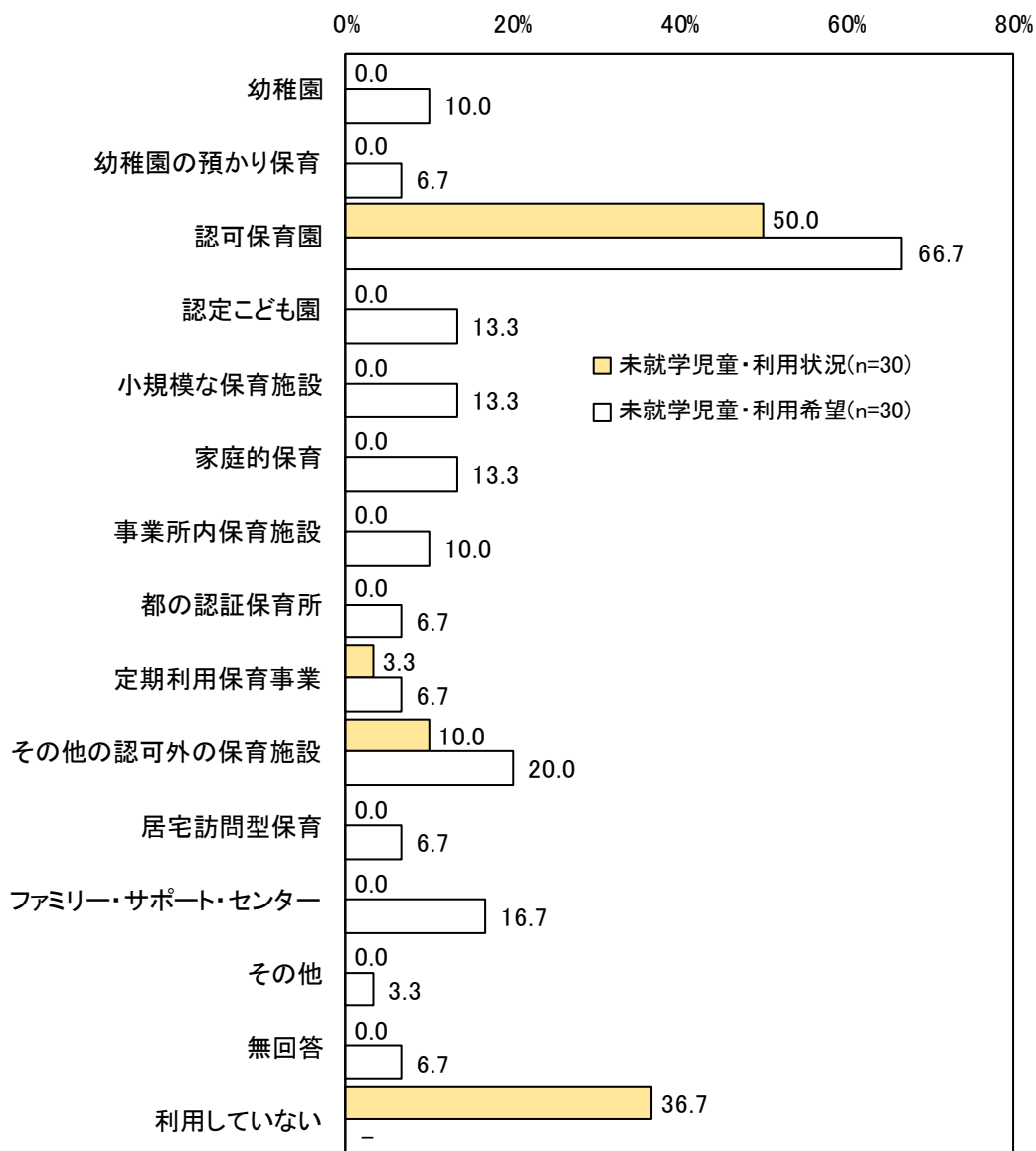
小学生(n=23)



(5) 平日の教育・保育事業の利用状況

未就学児童の保護者における、平日の定期的な教育・保育の事業の現在の利用状況は「認可保育園」が50.0%を占めており、今後の利用希望も「認可保育園」が66.7%で最も多くなっています。

■教育・保育事業の利用状況（未就学児童）【MA】

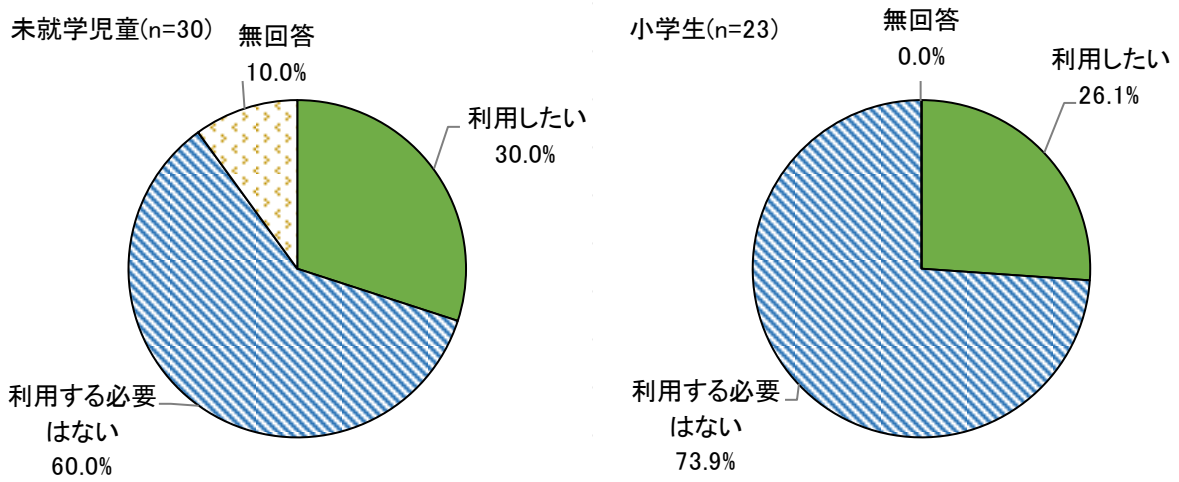


(6) 一時保育の利用希望

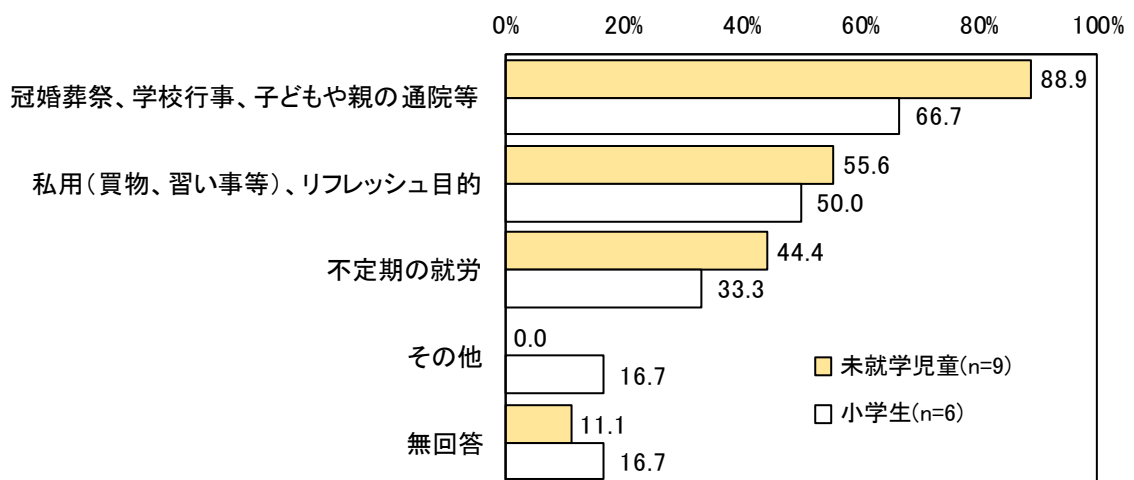
私用等の目的での事業の利用は、未就学児童の保護者は「利用したい」が30.0%、小学生の保護者では26.1%となっています。

事業の利用目的は、未就学児童の保護者と小学生の保護者ともに「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」が最も多く、次いで「私用（買物、習い事等）、リフレッシュ目的」が半数を占めています。

■一時保育の利用希望【SA】



■一時保育の利用を希望する理由【MA】

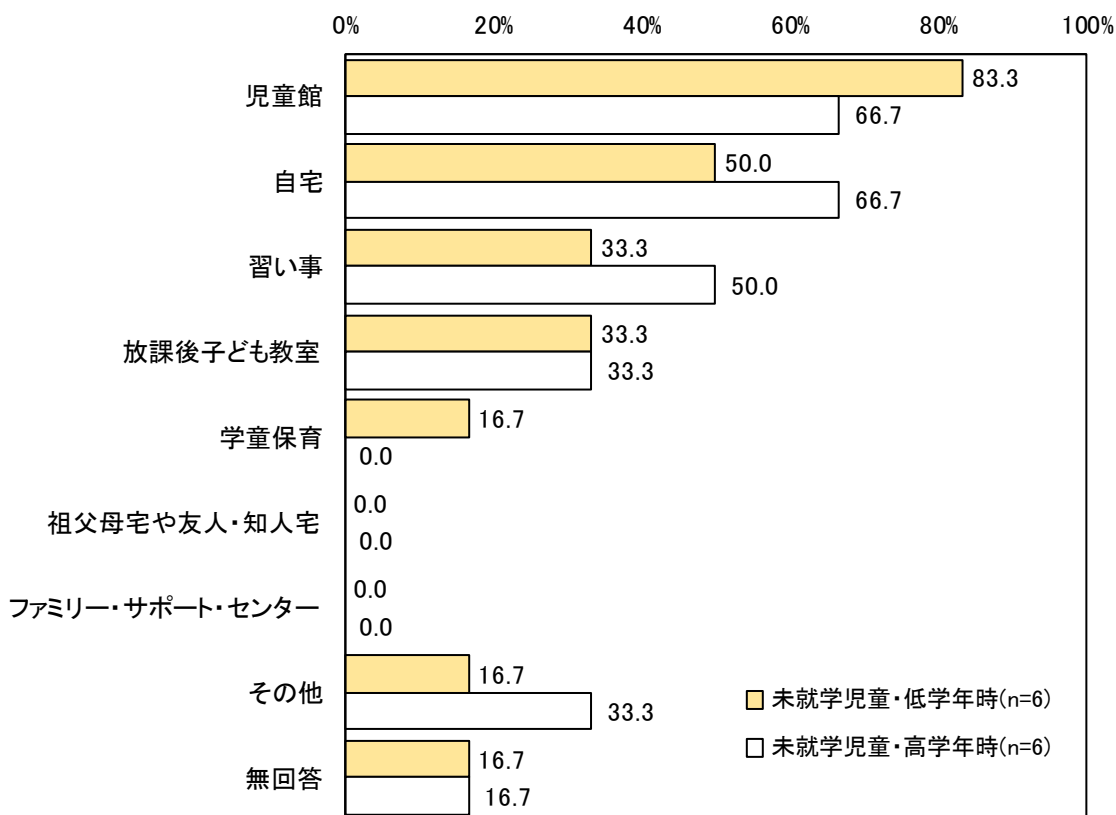


(7) 放課後の過ごし方

5歳以上の未就学児童の保護者が希望する放課後の過ごし方は、低学年時は「児童館」が83.3%で最も多く、次いで「自宅」が50.0%、「習い事（音楽、スポーツ、学習塾など）」と「放課後子ども教室」がともに33.3%となっています。

高学年時は「児童館」と「自宅」がともに66.7%で最も多く、次いで「習い事」が50.0%、「放課後子ども教室」が33.3%となっています。

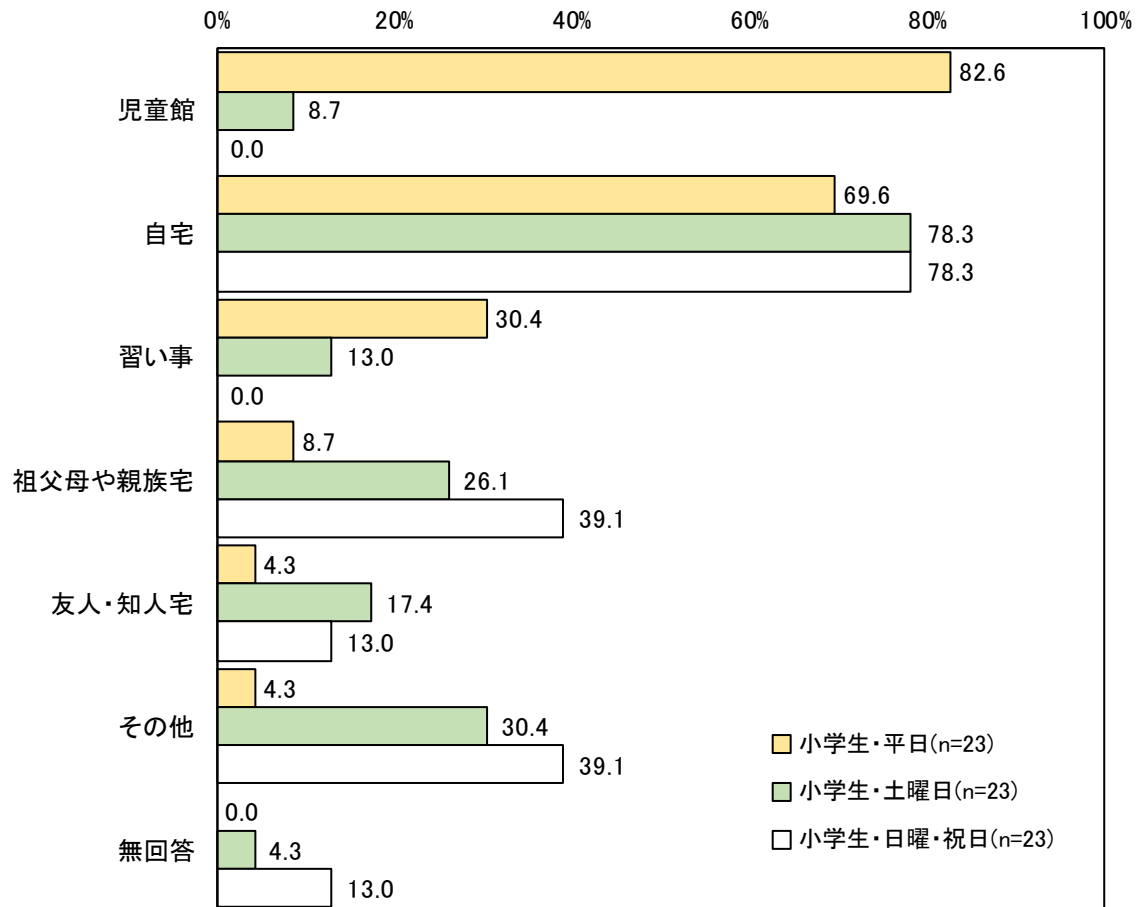
■希望する放課後の過ごし方（未就学児童）【MA】



小学生の実際の過ごし方は、平日の放課後は「児童館」が82.6%で最も多く、次いで「自宅」が69.6%、「習い事（音楽、スポーツ、学習塾など）」がともに30.4%となっています。

一方、土曜日と日曜・祝日は「自宅」がともに78.3%で最も多く、次いで「祖父母や親族宅」となっており、「児童館」や「習い事」が少なくなっています。

■実際の放課後の過ごし方（小学生）【MA】

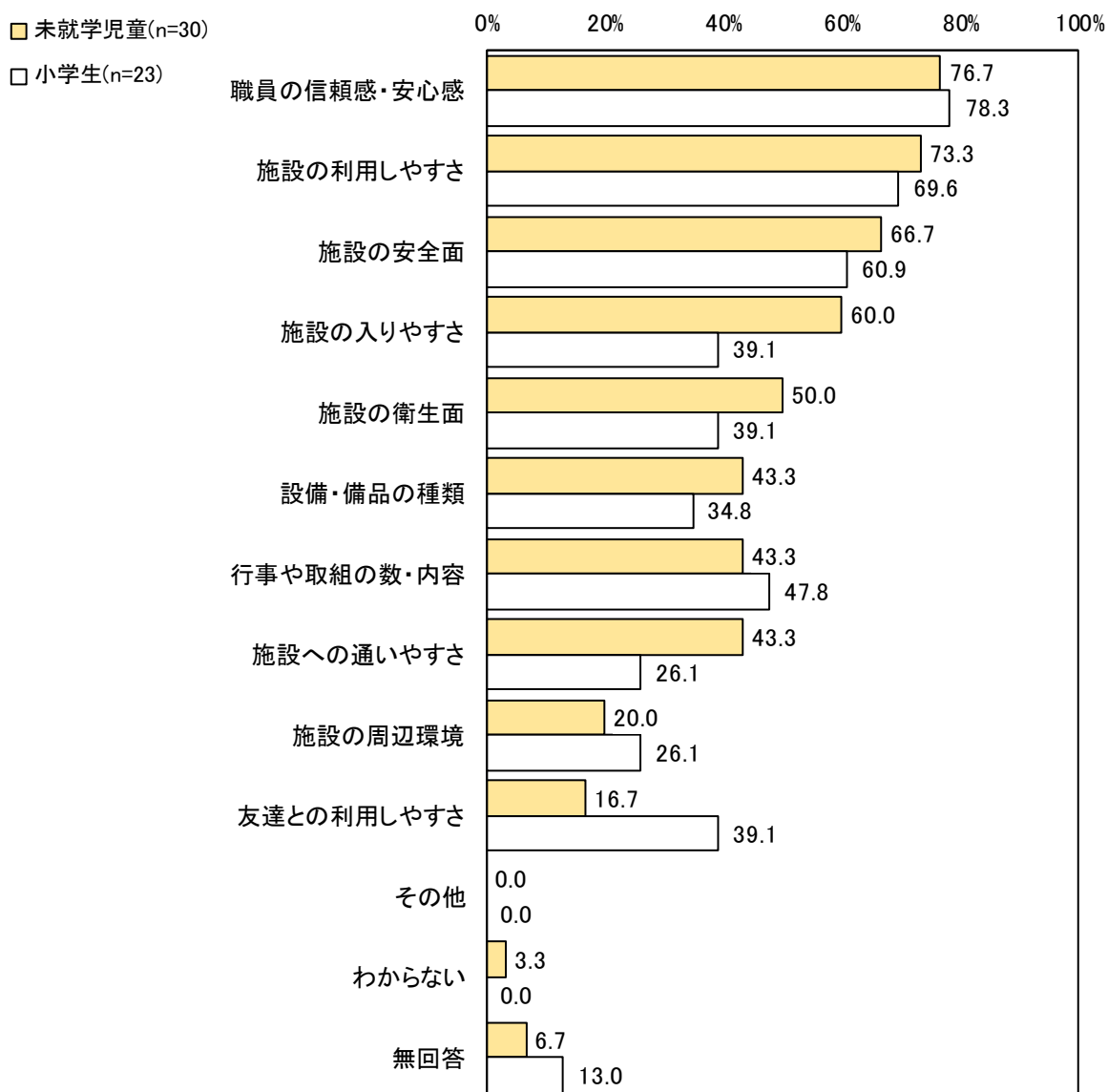


(8) 児童館を評価する上で重視する点

本村の児童館を評価する上で重視する点は、未就学児童の保護者と小学生の保護者ともに「職員の信頼感・安心感」が最も多く、次いで「施設の利用しやすさ」がともに第2位、「施設の安全面」がともに第3位となっています。

未就学児童と小学生を比較すると、未就学児童は「施設の入りやすさ」や「施設の通いやすさ」など重視する保護者が多く、小学生では「友達との利用しやすさ」を重視する保護者が多くなっています。

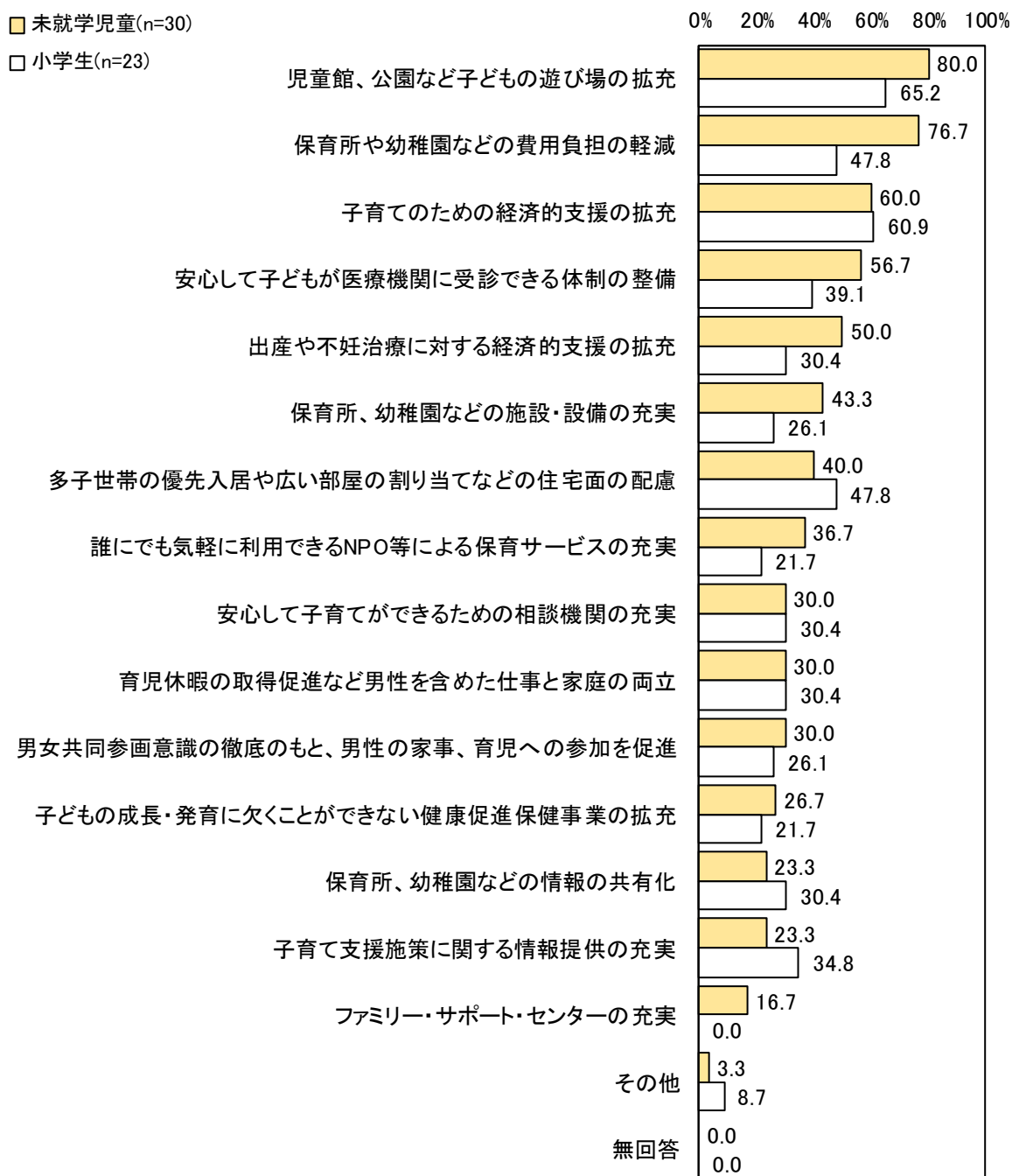
■児童館を評価する上で重視する点【MA】



(9) 子育ての不安や負担を解消するための施策

子育ての不安感や負担感を解消するための施策は、未就学児童の保護者と小学生の保護者ともに「児童館、公園など子どもの遊び場の拡充」が最も多くなっています。次いで、未就学児童の保護者では「保育所や幼稚園などの費用負担の軽減」、小学生の保護者では「子育てのための経済的支援の拡充」となっています。

■子育ての不安感や負担感を解消するための施策【MA】



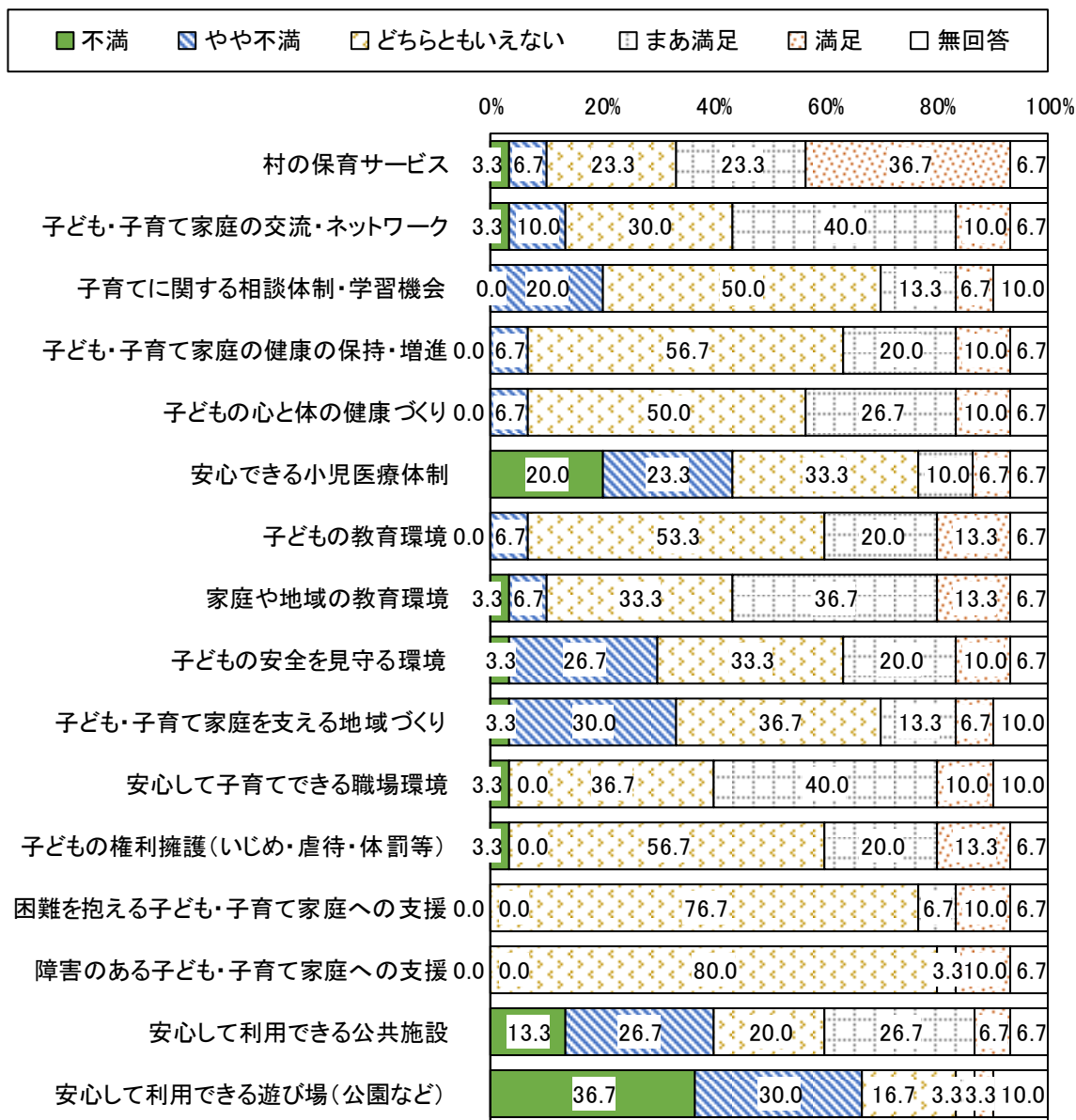
(10) 村の取組の満足度

村の取組の現在の満足度について、未就学児童の保護者の満足度が高い(「満足」+「まあ満足」の割合が高い)項目は、「村の保育サービス」、「子ども・子育て家庭の交流・ネットワーク」と「家庭や地域の教育環境」、「安心して子育てできる職場環境」などとなっています。

一方、満足度が低い(「不満」+「やや不満」の割合が高い)項目は、「安心して利用できる遊び場」、「安心して利用できる小児医療体制」、「安心して利用できる公共施設」などとなっています。

■村の取組の現在の満足度 (未就学児童)【SA】

未就学児童(n=30)

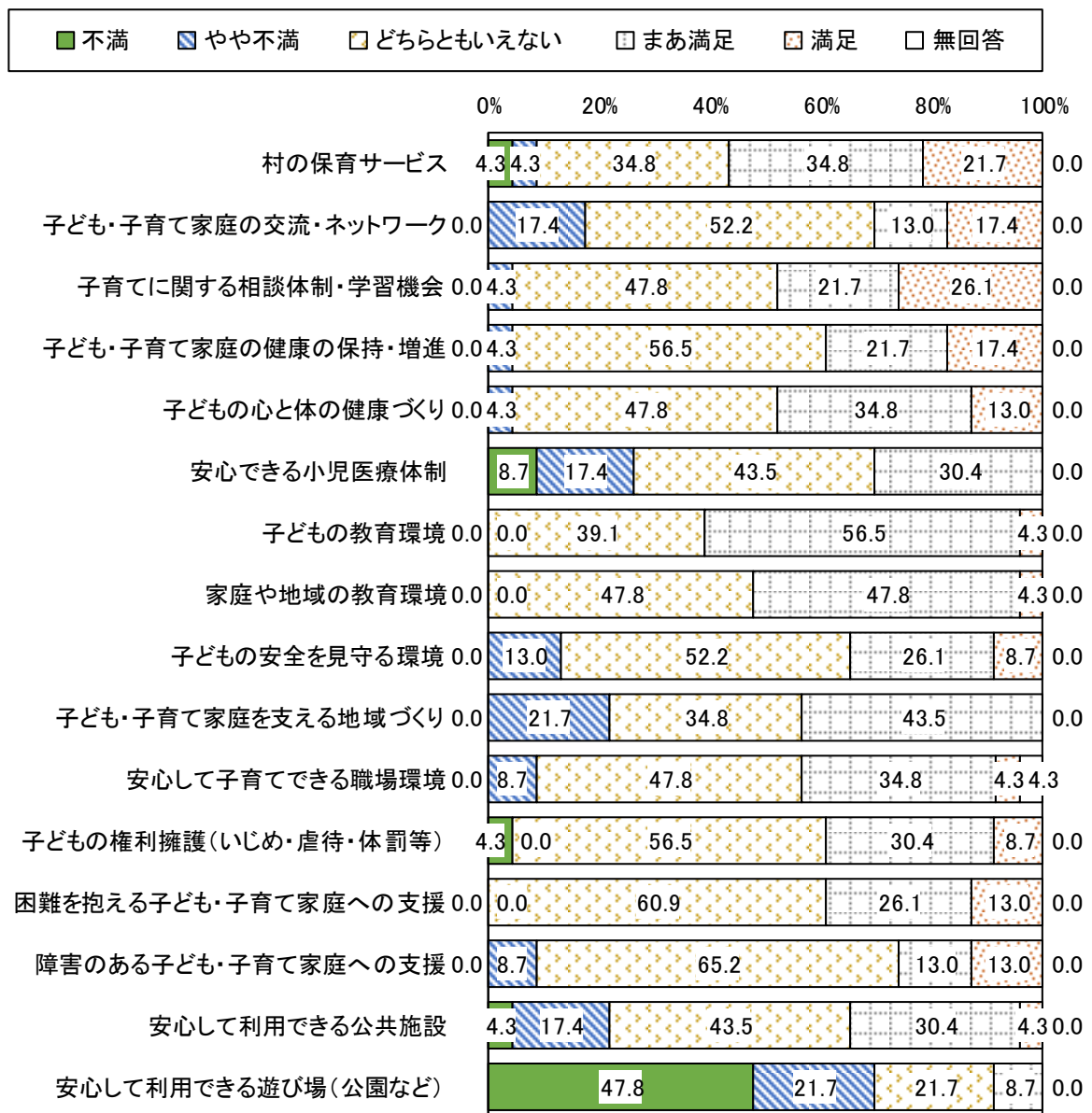


村の取組の現在の満足度について、小学生の保護者の満足度が高い（「満足」＋「まあ満足」の割合が高い）項目は、「子どもの教育環境」、「村の保育サービス」、「家庭や地域の教育環境」、「子育てに関する相談体制・学習機会」、「子どもの心と体の健康づくり」などとなっています。

一方、満足度が低い（「不満」＋「やや不満」の割合が高い）項目は、「安心して利用できる遊び場」、「安心して利用できる小児医療体制」、「子ども・子育て家庭を支える地域づくり」、「安心して利用できる公共施設」などとなっています。

■村の取組の現在の満足度（小学生）【SA】

小学生(n=23)



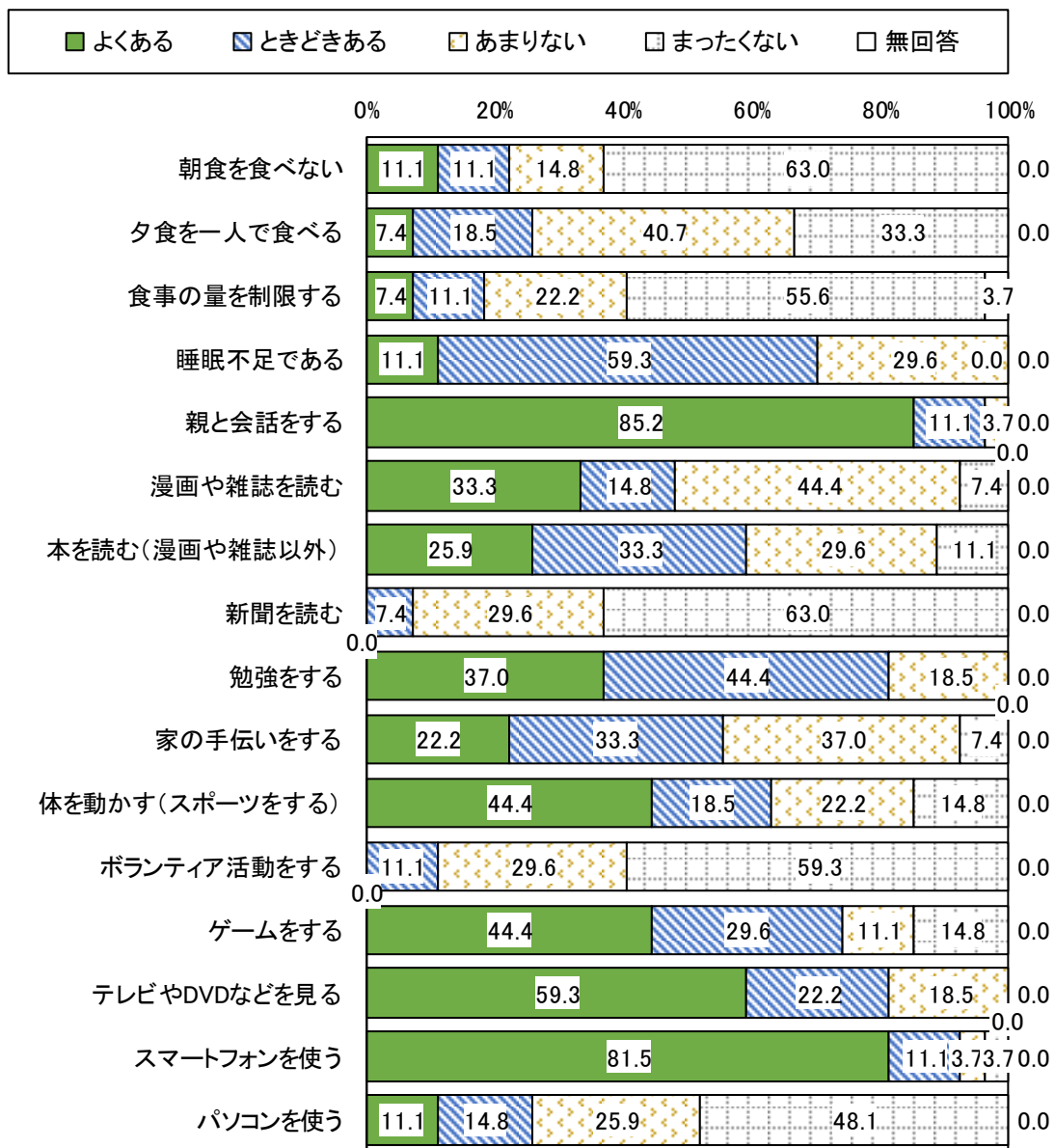
(11) 中高生の毎日の生活

中高生が毎日の生活の中で、「よくある」と回答した項目は、多い順に「親と会話をする」、「スマートフォンを使う」、「テレビやDVDなどを見る」などとなっています。

逆に「まったくない」と回答した項目は、多い順に「朝食を食べない」、「新聞を読む」、「ボランティア活動をする」、「食事の量を制限する」などとなっています。

■毎日の生活（中高生）【SA】

中高生(n=27)

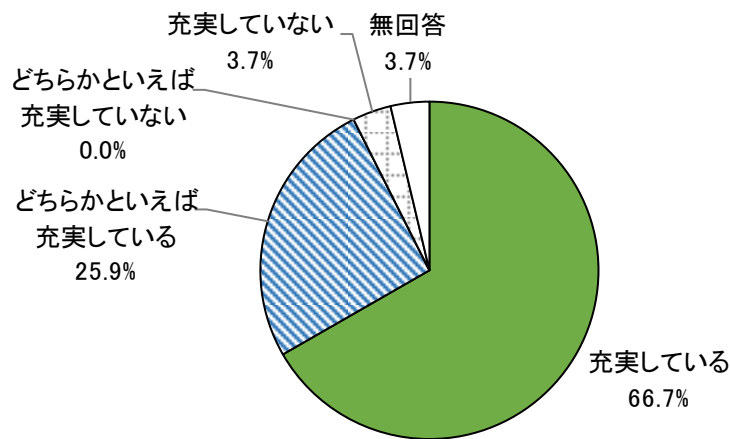


(12) 生活の充実感

中高生の現在の生活について、「充実している」が66.7%で最も多く、次いで「どちらかといえば充実している」が25.9%、「充実していない」が3.7%となっています。

■生活の充実感（中高生）【SA】

中高生(n=27)

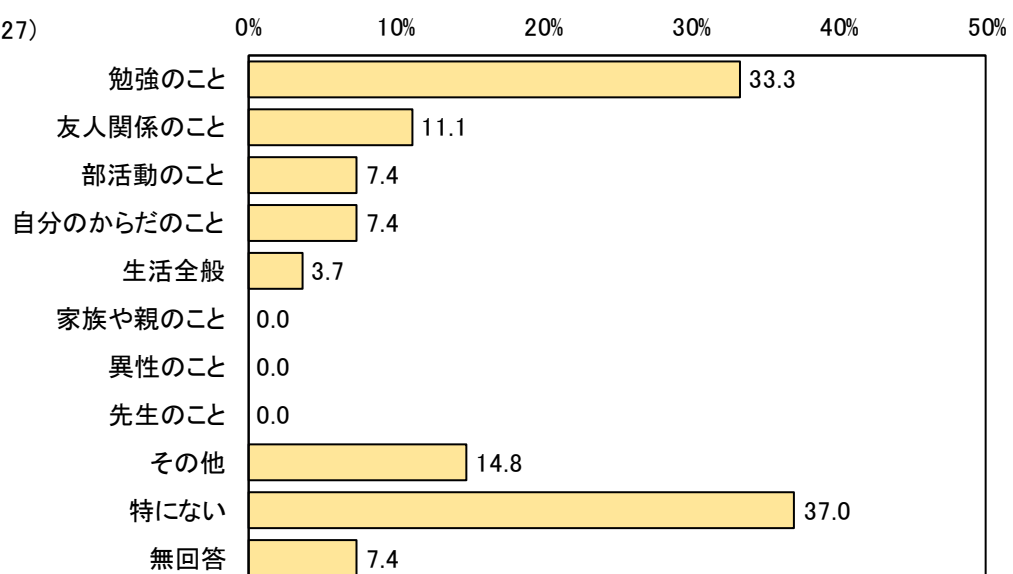


(13) 不満やストレス

中高生の不満やストレスは、「勉強のこと」が33.3%で最も多く、次いで「友人関係のこと」が11.1%などとなっています。なお、「特にない」は37.0%となっています。

■不満やストレス（中高生）【SA】

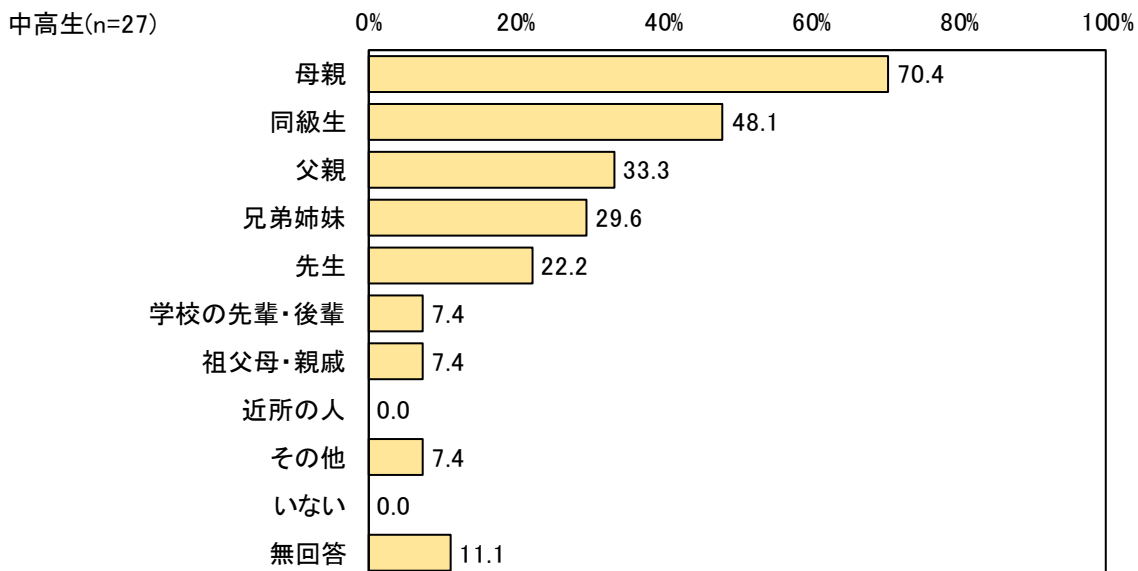
中高生(n=27)



(14) 悩みを相談できる人

中高生が悩みを相談できる人は、「母親」が70.4%で最も多く、次いで「同級生」が48.1%、「父親」が33.3%、「兄弟姉妹」が29.6%などとなっており、「いない」と回答した人はいませんでした。

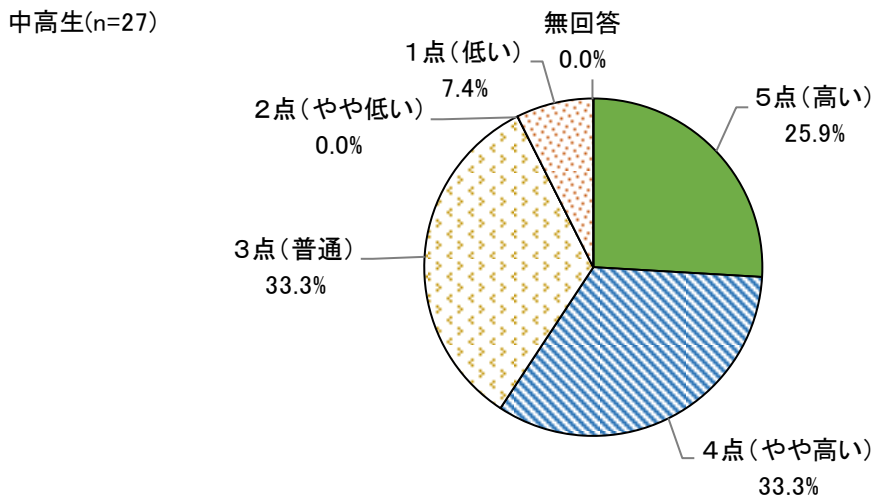
■悩みを相談できる人（中高生）【SA】



(15) 子育て環境や支援への満足度

中高生からみた村の子育て環境や支援の満足度は、「3点（普通）」が33.3%で最も多く、次いで「4点（やや高い）」が33.3%、「5点（高い）」が25.9%、「1点（低い）」が7.4%となっており、平均点は3.70点となっています。

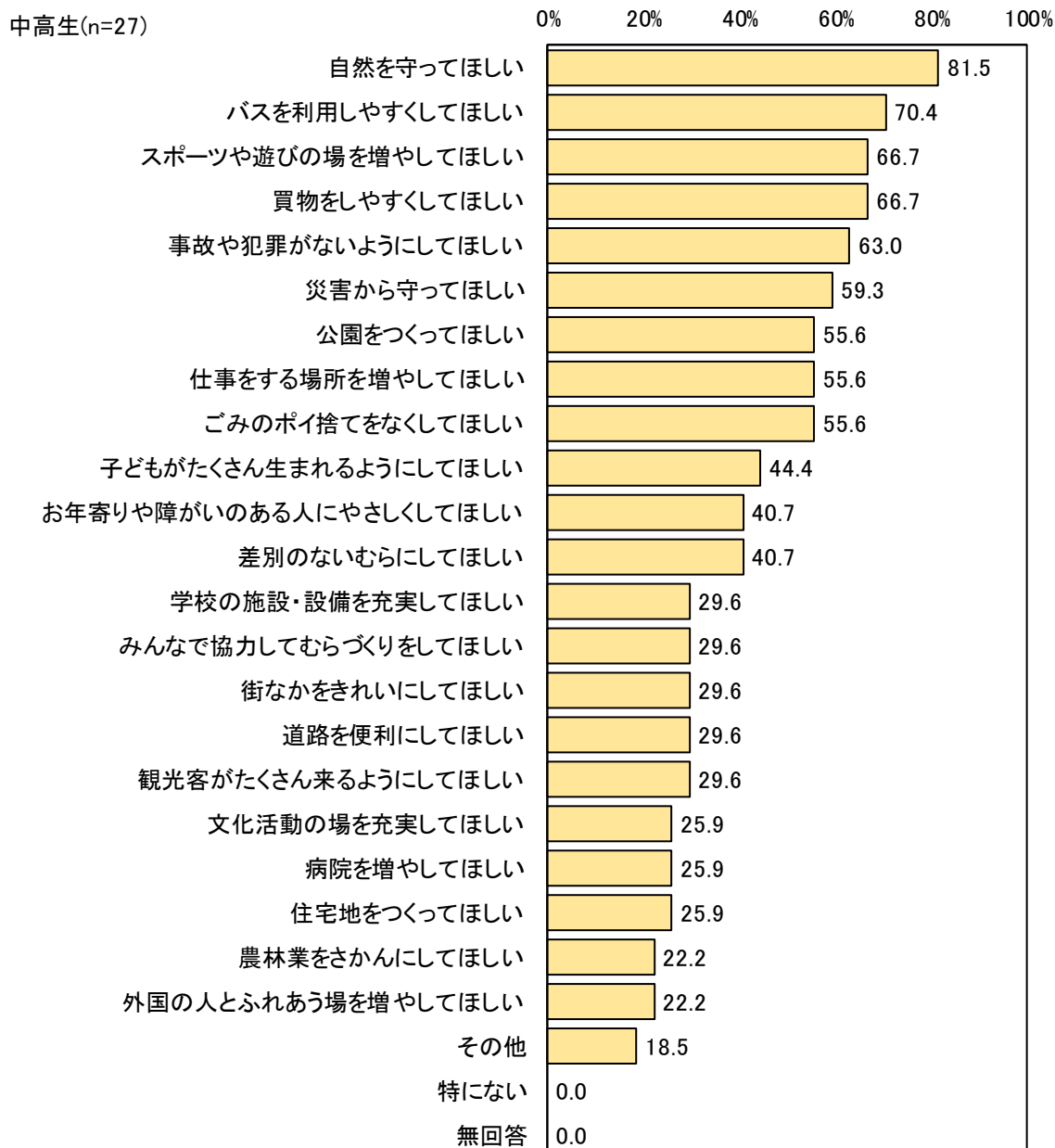
■子育て環境や支援の満足度（中高生）【SA】



(16) 将来に向けて村に望むこと

中高生が将来に向けて村に望むことは、「自然を守ってほしい」が81.5%で最も多く、次いで「バスを利用しやすくしてほしい」が70.4%、「スポーツや遊びの場を増やしてほしい」と「買物をしやすくしてほしい」がともに66.7%、「事故や犯罪がないようにしてほしい」が63.0%などとなっています。

■ 将来に向けて村に望むこと（中高生）【MA】



6 本村の現状からみる課題

(1) 教育・保育事業の充実

東京都の区市町村別の状況によると、平成31年4月1日現在、本村では待機児童は発生していません。

アンケート調査によると、就学前児童の家庭では3割強の母親が就労しており、休業中の母親を含めると5割強となっており、4割が就労していない状況です。

しかし、小学生の家庭では8割強の母親が就労しており、就学前児童の家庭においても、就労していない母親の8割強が就労したいと回答しており、今後の就労ニーズ及び保育ニーズを踏まえた、教育・保育事業の充実が求められます。

また、子育ての不安や孤立感を和らげ、子育て家庭が希望する生活を実現することができるように、各家庭のニーズやライフステージに応じたきめ細かな支援を行うことが求められます。

(2) 地域における子育て支援の充実

アンケート調査によると、気軽に相談できる人は、「配偶者・パートナー」や「その他の親族」が大半を占めており、身近な人への相談が多くなっています。

一方で、「民生・児童委員、主任児童委員」や「保健センター」などの割合は低くなっており、身近な人以外への子育てに関する相談機会は少ないことがうかがえます。

今後、核家族化や過疎化が進行するとともに、個人の価値観やライフスタイルの多様化がさらに進み、人と人との関わりが薄れていく中で、相談する相手が身近にいない家庭に対して、地域での孤立を防ぎ、保護者が悩みごとを抱え込んでしまうことのないよう、身近な地域で支援していく体制の構築が求められます。

(3) 仕事と子育ての両立支援の充実

国勢調査によると、本村の女性の就業率は上昇傾向にあります。一方で、30歳代の労働力率は平成22年から平成27年にかけて低下しており、結婚・出産期にあたる年代に労働力率が低下し、育児が落ち着いた時期に上昇するという「M字曲線」の幅が大きくなっていることから、仕事と子育てを両立できる環境づくりが重要です。

また、アンケート調査によると、未就学児童の家庭において、主に子育てをしているのは「父母ともに」が7割弱を占めているものの、「主に母親」が3割強で、子育てにおける女性の負担感が大きくなっており、男女がともに子育てを担い、やりがいや充実感を感じながら働き続けることができるように、就労環境や保育環境等の充実が求められます。

(4) 子育てしやすい生活環境の充実

アンケート調査によると、「村の保育サービス」や「家庭や地域の教育環境」は未就学児童の保護者と小学生の保護者ともに満足度が高くなっています。

一方で、「安心して利用できる遊び場」や「安心できる小児医療体制」、「安心して利用できる公共施設」などの満足度が比較的低くなっています。

また、子育ての不安感や負担感を解消するための施策として、「保育所や幼稚園などの費用負担の軽減」や「子育てのための経済的支援の拡充」に加え、「公園などの安全な遊び場」への要望の割合が高くなっており、経済的な支援や安全・安心に関する施策を充実していくことが求められます。

(5) 未来を担う子どもの育成・支援の充実

アンケート調査によると、中高生の毎日の生活において「スマートフォンを使う」や「テレビやDVDなどを見る」の頻度が高く、生活のあらゆる場面で情報化が進展し、子どもの価値観やライフスタイルにも大きな影響もたらされており、その影響について、子どもの育ちや学びにおける位置づけを明確にしていくことが求められます。

また、中高生が将来に向けて村に望むことは、「自然を守ってほしい」が8割強を占め最も多く、次いで「バスを利用しやすくしてほしい」や「スポーツや遊びの場を増やしてほしい」、「買物をしやすくしてほしい」、「事故や犯罪がないようにしてほしい」などの割合が高く、少子化が進む中で、村の緑豊かな自然環境を守り、子どもたちが住み続けたいと思うことができる村づくりに取り組むことが求められます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

子ども・子育て支援は、子育てについての第一義的な責任が保護者にあることを前提としつつ、子ども・子育てを取り巻く環境の変化に伴う家族や地域の子育て力の低下等を踏まえ、子育てに関する新たな支え合いの仕組みを構築することを目的としています。

本計画の基本理念は、子ども・子育て支援法の目的や子ども・子育て支援に関する基本的認識等を踏まえつつ、村として一貫性のある子ども・子育て支援の推進を図るため、第1期計画の基本理念を継承します。

◇◆基本理念◆◇

子どもが 親が 地域が育つ

— 子育てしてよかった 育てよかった！ ひのはらむら —

第5次檜原村総合計画では「森と清流を蘇らせ未来に誇れる活力のある村」を村づくりの将来像とし、将来像を実現するための基本方針のひとつとして「健康管理と福祉の充実で元気な村づくり」を定めています。

そのため、誰もが健康で安心して暮らせる条件整備や環境づくりを推進するために、医療・保健・福祉の充実を図り、地域の支え合いの仕組みづくりを推進し、安心して暮らせる元気な村づくりに努めます。



2 計画の基本視点

本村では、子ども・家庭・地域の視点を踏まえながら、子育て支援の充実を図ります。

(1) 子どもの視点

子どもの心とからだが健やかに成長することは、次代の親としての成長でもあり、村の未来を明るくします。本計画では、子どもの健やかな成長を第一の目的とし、取組を推進します。

(2) 家庭の視点

子どもの生活の基本となる家庭での教育や親子の関わり方は、子どもの育ちに大きく影響します。子どもへの接し方で悩みを持つ保護者も多く、子どもを育てるための親力の育成が求められます。保護者が家庭で安心して、誇りを持って子育てできるように支援します。

(3) 地域の視点

子どもの成長には、地域のあり方が大きく影響します。地域の一人ひとりが子どもに関心を持ち、育つ姿を見守る、村ぐるみの子育てにより、家庭における子育ての不安や負担を軽減し、子どものいきいきとした育ちを支援します。
また、教育・保育の場における連携の推進や、子どもが安心して学び、遊べる環境の整備に取り組みます。



3 基本施策

本村の現状と課題、基本理念・基本視点等を踏まえ、「子ども・子育て支援法」に規定される「幼児期の学校教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」に加え、本村の子育て支援のための各施策を推進します。

(1) 地域における子育ての支援

- 保育サービスや仕事と育児の両立支援策を推進するとともに、子育てすることの楽しさを広げ、育児不安を解消するための取組を充実します。
- 特別な配慮を必要とする児童に対して、適切に子育て支援サービスが提供されるよう、きめ細かな対応を行います。

(2) 親子の健康の確保と増進

- きめ細やかな相談支援体制の整備や医療の充実を図るとともに、安全に妊娠・出産ができる環境づくりを推進し、妊娠期から育児期までにわたる切れ目ない支援を提供します。
- 思春期の多感な子どもの心身の健康を守るため、関係部署が連携し、子どもの自殺対策及び保健対策の充実を図ります。
- 幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供等を推進します。

(3) 子どもの健やかな学び・育ちの支援

- 家庭や地域が一体となった学校教育を築いていくために、開かれた学校づくりを推進するとともに、子ども相互が遊びやふれあいの中から、豊かな社会性、協調性を育む機会の充実を図ります。
- 豊かな自然環境を活用した子どもの多様な体験活動等の充実により、地域の教育力を向上し、魅力ある地域づくりを推進します。
- SNS等に起因する犯罪被害から子どもを守るために、地域住民や関係機関・団体等との連携・協力体制を整備するなど、子どもを取り巻く有害環境対策を推進します。

(4) 子どもの個性と創造性を育む環境整備

○子どもが、個性と創造性を育むことができる環境・学習機会の場を整備していくとともに、将来子どもたちが親となるために必要な知識・情報を学び、子どもを生き育てる意義・すばらしさを理解していけるよう、家庭や学校及び地域全体で見守り、育んでいく環境づくりを推進します。

(5) 子どもに優しい安心・安全なむらづくり

- 子育てを安心して行うことができるよう、公共施設等においては、子どもの視点を盛り込んだユニバーサルデザインを推進するとともに、地域住民と協力して安全・安心のむらづくりを推進します。
- 子どもを交通事故から守るため、関係機関等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進します。
- 子どもを犯罪等の被害から守るため、多様な担い手と連携したパトロール活動や情報提供等を推進します。

(6) 子育てと仕事の両立支援

- 多様な価値観に応じた働き方の選択ができるとともに、あらゆる就業の場において、子育てをしながら充実して働けるよう、子育てと仕事の両立を支援します。
- 男女共同参画の観点から、子育てにかかわる女性の負担感が軽減されるよう、男性の意識改革に努めます。

(7) 子どもの人権擁護の促進

○「すべての子どもが生命と人権が尊重され、幸せに育つ権利がある」という意識で、体罰やいじめのない学校生活、家庭での児童に対する虐待の根絶を目指して、「檜原村児童虐待防止ネットワーク会議」の充実を図り、地域で安心して子どもが育つ環境を整備します。

第4章 子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策

1 子ども・子育て支援新制度の概要

子ども・子育て支援法等に基づく新制度の給付・事業は、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた「施設型給付費」と小規模保育所等を通じた「地域型保育給付費」からなる「子どものための教育・保育給付」、未移行の幼稚園や認可外保育施設等を通じた「施設等利用費」からなる「子育てのための施設等利用給付」、市町村の実情に応じて実施する「地域子ども・子育て支援事業」、国が主体となって実施する「仕事・子育て両立支援事業」（平成28年に創設）により構成されます。

この制度のもと、市町村では、地域の保育、子育て支援のニーズを把握し、認定こども園、幼稚園、保育所などの計画的な基盤設備や子育て支援事業の実施に主体的に取り組むことが求められます。

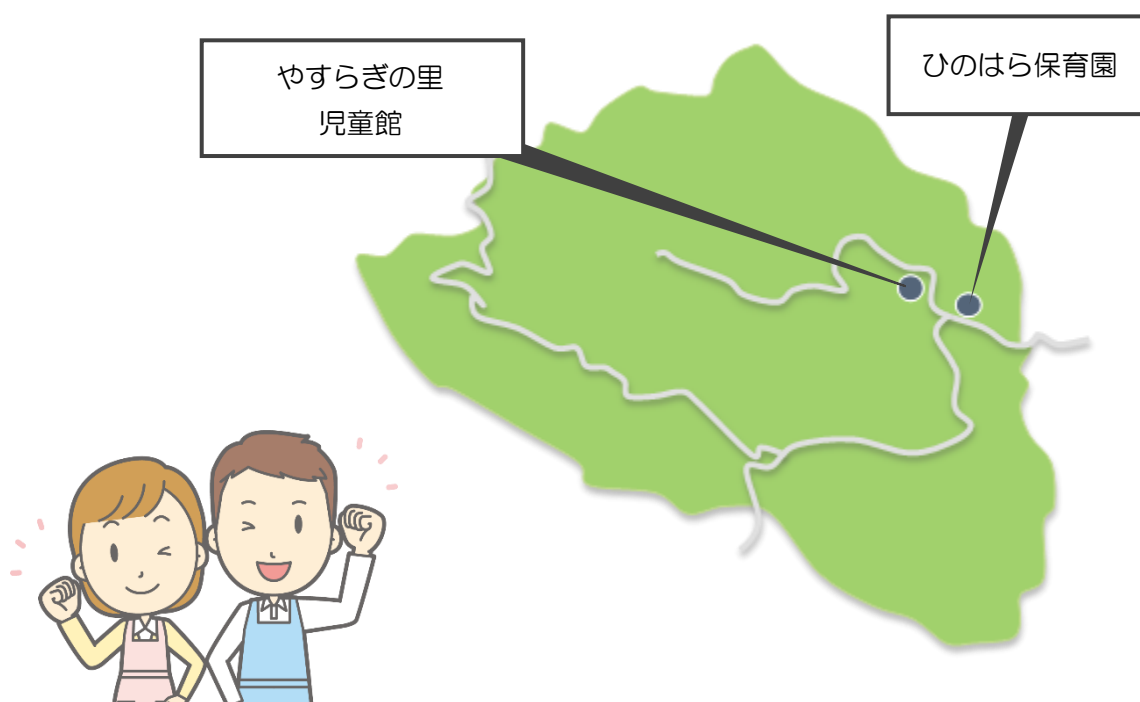


2 教育・保育提供区域

教育・保育提供区域とは、「市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」（子ども・子育て支援法第61条第2項）です。

また、子ども・子育て支援法に基づく基本指針によると、「市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要がある。」とされています。

本村の教育・保育提供区域は、事業の特性（特定の区域で対象者を分けない等）や施設整備の状況等を考慮し、村全域を1つの区域として、事業の実施内容を検討します。

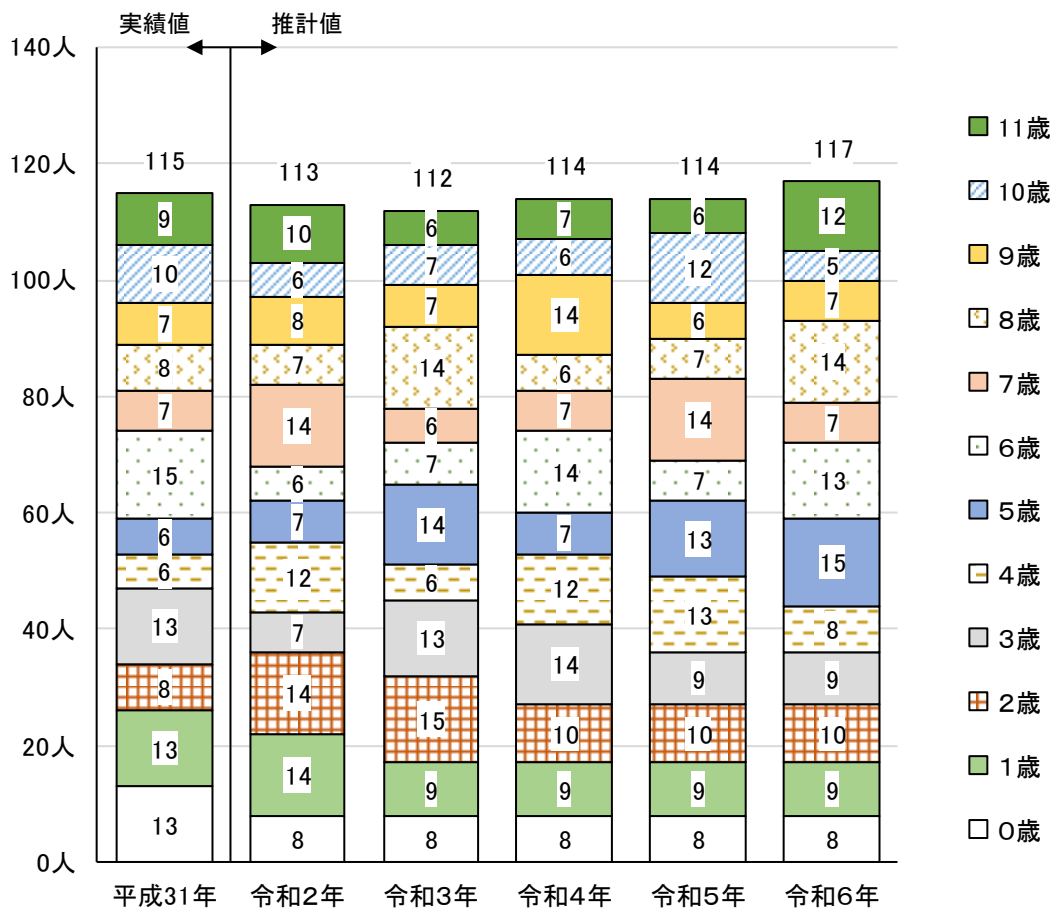


3 児童数の見込み

本計画の見込量の対象となる児童数については、平成27年から平成31年までの住民基本台帳人口データ（各年4月1日現在）を用いて、コーホート変化率法（同じ期間に生まれた集団について、過去における実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法）により、計画の最終年度である令和6年までの推計を行いました。

0歳から11歳の児童数は、横ばいで推移し、令和6年には117人となることを見込まれます。

■児童数の見込み



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）による推計

4 教育・保育の見込量と確保方策

教育・保育に関するアンケート調査で把握・分析したニーズを踏まえ、未就学児童数の推移、教育・保育施設の整備状況及び地域特性等を考慮し、認定区分ごとに必要利用定員総数を定めます。

本村では、ひのはら保育園において、0～5歳児への保育を実施しています。

(1) 1号認定

本村では、満3歳以上の学校教育のみの就学前子どもへの教育・保育事業（認定こども園・幼稚園）は未実施となっています。

■第2期計画の見込み

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①推計児童数【3～5歳】(人)	26	33	33	35	32
②量の見込み(人)	0	0	0	0	0

※各年4月1日現在の見込み



(2) 2号認定

満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子どもに対して、世帯ごとの多様な就労状況や家庭の状況等に応じた適切な保育が提供できるよう、ひのはら保育園において保育事業を実施します。

■第1期計画の実績

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
①児童数【3～5歳】(人)	29	36	27	24	25
②実績値(人)	24	29	22	20	21
③確保方策(人)	30	30	30	30	30
差③-②(人)	6	1	8	10	9
利用率②/①(%)	82.8	80.6	81.5	83.3	84.0

※各年4月1日現在の実績

■第2期計画の見込み

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①推計児童数【3～5歳】(人)	26	33	33	35	32
②量の見込み(人)	13	16	16	18	16
③確保方策(人)	30	30	30	30	30
差③-②(人)	17	14	14	12	14
利用率②/①(%)	50.0	48.5	48.5	51.4	50.0

※各年4月1日現在の見込み

【確保方策及び今後の方向性】

- 調査結果からは、実績値を下回る利用ニーズが算出されています。
- 第1期計画と同様の確保方策を設定しており、実績値と同程度の利用ニーズがあった場合でも、必要な事業量を確保できる見通しです。

(3) 3号認定

満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子どもに対して、世帯ごとの多様な就労状況や家庭の状況等に応じた適切な保育が提供できるよう、ひのはら保育園において保育事業を実施します。

① 0歳児

平成28年と平成31年の確保方策に不足が生じていますが、2号認定に余裕があったため、ひのはら保育園と協議したところ、弾力化による基準の範囲内での受け入れが可能であったことから、入所申込があった児童についてはすべて保育の実施を行っています。

■ 第1期計画の実績

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
①児童数【0歳】(人)	6	9	9	12	13
②実績値(人)	2	5	3	3	4
③確保方策(人)	3	3	3	3	3
差③-②(人)	1	▲2	0	0	▲1
利用率②/①(%)	33.3	55.6	33.3	25.0	30.8

※各年4月1日現在の実績

■ 第2期計画の見込み

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①推計児童数【0歳】(人)	8	8	8	8	8
②量の見込み(人)	3	3	3	3	3
③確保方策(人)	3	3	3	3	3
差③-②(人)	0	0	0	0	0
利用率②/①(%)	37.5	37.5	37.5	37.5	37.5

※各年4月1日現在の見込み

【確保方策及び今後の方向性】

- 調査結果からは、実績値と同水準の利用ニーズが算出されています。
- 現状では0歳児の定員が3人となっており、今後の状況を踏まえ、必要に応じて確保方策の拡充の検討をしていきます。

② 1・2歳児

平成27年と平成29年から平成31年の確保方策に不足が生じていますが、2号認定に余裕があったため、ひのはら保育園と協議したところ、弾力化による基準の範囲内での受け入れが可能であったことから、入所申込があった児童についてはすべて保育の実施を行っています。

■第1期計画の実績

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
①児童数【1・2歳】(人)	24	12	17	23	21
②実績値(人)	18	7	14	16	15
③確保方策(人)	12	12	12	12	12
差③-②(人)	▲6	5	▲2	▲4	▲3
利用率②/①(%)	75.0	58.3	82.4	69.6	71.4

※各年4月1日現在の実績

■第2期計画の見込み

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①推計児童数【1・2歳】(人)	28	24	19	19	19
②量の見込み(人)	15	14	10	10	10
③確保方策(人)	12	12	12	12	12
差③-②(人)	▲3	▲2	2	2	2
利用率②/①(%)	53.6	58.3	52.6	52.6	52.6

※各年4月1日現在の見込み

【確保方策及び今後の方向性】

- 調査結果からは、実績値をやや下回る利用ニーズが算出されています。
- 令和2年度から令和3年度にかけて量の見込みが確保方策を上回る見込みとなっています。
- 現状では1・2歳児の定員が12人(1歳児6人+2歳児6人)となっており、今後の状況を踏まえ、必要に応じて確保方策の拡充の検討をしていきます。

5 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策

(1) 利用者支援事業

子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用に当たっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施する事業です。

本村では、未実施となっていますが、やすらぎの里内の福祉けんこう課において、子育て家庭の保護者や妊婦等のニーズを把握し、適切な支援に努めています。

■第2期計画の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者支援事業（か所）	0	0	0	0	0
基本型・特定型	0	0	0	0	0
母子保健型	0	0	0	0	0
その他（か所）	1	1	1	1	1

【確保方策及び今後の方向性】

○引き続き、やすらぎの里内の福祉けんこう課において、子育て家庭の保護者や妊婦等のニーズを把握し、適切な支援に努めます。

○基本型

子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施します。

○特定型

主に市町村の窓口において、待機児童の解消等を図るため、行政が地域連携の機能を果たすことを前提に主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施します。

○母子保健型

主に市町村の保健センター等において、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築します。

(2) 地域子育て支援拠点事業

家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う事業です。

本村では、未実施となっていますが、地域の身近な場所である児童館等において、定期的に乳幼児と保護者が親子で集う子育てサークルの活動を支援しています。

■第2期計画の見込み

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人回)		2,292	2,052	1,704	1,704	1,704
確保方策 (か所)	地域子育て支援拠点事業	0	0	0	0	0
	その他【児童館等】	1	1	1	1	1

【確保方策及び今後の方向性】

〇引き続き、地域の身近な場所である児童館等の充実を図るとともに、子育て中の保護者が地域とつながりをもてる交流の場や機会を新たに設けることができるよう、関係機関等と協議してまいります。

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

本村では、妊婦健康診査基本健診14回の公費負担以外に妊婦歯科健診を実施しています。また、妊産婦の支援として、妊産婦訪問などのフォローアップ事業を実施しています。

■第1期計画の実績(令和元年度は見込値)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受診実績(人)	12	14	20	17	8

■第2期計画の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	8	8	8	8	8

【確保方策及び今後の方向性】

〇各年度の0歳児の推計人口を見込値として設定します。
 〇引き続き、各事業を実施するとともに事業の充実を図ります。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

本村では、新生児訪問にて新生児訪問指導員（助産師）・保健師が新生児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行っています。

■ 第1期計画の実績（令和元年度は見込値）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
訪問実績（人）	9	8	11	14	7

■ 第2期計画の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	8	8	8	8	8

【確保方策及び今後の方向性】

- 各年度の〇歳児の推計人口を見込値として設定します。
- 引き続き、事業を実施するとともに事業の充実を図ります。

(5) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業などにより把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談支援や育児・家事援助などを行う事業です。

本村では、未実施となっていますが、新生児訪問にて新生児訪問指導員（助産師）・保健師が新生児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行っています。

※子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の要保護児童対策調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図るなど、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応を目的とした事業です。

本村では新生児訪問にて把握した、養育を支援することが必要と判断される保護者へ各教室等の情報提供や育児相談等の支援を行います。

【確保方策及び今後の方向性】

- 引き続き、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握に努めます。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

母子家庭等が安心して子育てしながら働くことができる環境を整備するため、一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かる短期入所生活援助（ショートステイ）事業です。

本村及び隣接自治体には、児童養護施設等がないことから、未実施となっています。

【確保方策及び今後の方向性】

〇引き続き、近隣自治体の状況を踏まえながら、広域的な対応も含めて検討します。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

本村では、平成31年4月1日現在で、利用会員1人、協力会員1人、両方会員が2人となっています。

■第1期計画の実績（令和元年度は見込値）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
会員数（人）	0	3	3	6	4
利用実績（人日）	0	0	0	11	0

■第2期計画の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人日）	5	5	5	5	5

【確保方策及び今後の方向性】

〇引き続き、事業の周知や会員募集に努めます。

(8) 一時預かり事業

家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所、幼稚園その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

本村では、未実施となっていますが、ひのはら保育園の独自の事業として、利用定員に余裕がある場合に、児童を受け入れています。

【確保方策及び今後の方向性】

○子育て家庭の実情等を踏まえながら、必要に応じて事業の実施について検討します。

(9) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する事業です。

本村では、未実施となっていますが、ひのはら保育園の独自の事業として、時間を延長して児童を受け入れています。

【確保方策及び今後の方向性】

○子育て家庭の実情等を踏まえながら、必要に応じて事業の実施について検討します。

(10) 病児保育事業

病気の児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

本村では、公立阿伎留医療センター敷地内にあきる野市が設置した秋川流域病児・病後児保育室を広域利用するための協定を締結し、平成30年4月1日より村の児童も利用できる状況（対象年齢は生後6か月～小学3年生）となっています。

■第1期計画の実績（令和元年度は見込値）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用登録（人）	—	—	—	3	4
利用実績（人日）	—	—	—	0	2
実施か所（か所）	0	0	0	1	1

■第2期計画の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人日）	8	8	7	8	7
実施か所（か所）	1	1	1	1	1

【確保方策及び今後の方向性】

- 調査結果からは、実績値を上回る利用ニーズが算出されています。
- 引き続き、公立阿伎留医療センター敷地内の病児・病後児保育室を活用するとともに、事業の周知に努めます。

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等において適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

本村では、未実施となっていますが、やすらぎの里児童館において放課後の遊び及び生活の場を提供しています。

■第2期計画の見込量と確保方策

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推計児童数【6～11歳】(人)		51	47	54	52	58
見込量(人)	1年生	1	1	2	1	2
	2年生	2	1	1	2	1
	3年生	1	2	1	1	2
	4年生	0	0	0	0	0
	5年生	0	0	0	0	0
	6年生	0	0	0	0	0
	合計	4	4	4	4	5
確保方策		檜原村児童館（檜原村やすらぎの里）				

■【参考】児童館の利用実績（令和元年度は1月末までの実績）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用者数(人)		3,742	5,755	5,587	5,900	5,529
内訳	乳幼児	129	344	246	833	586
	小学生	3,404	5,016	5,103	4,478	4,582
	中学生	46	10	3	6	12
	高校生	3	15	2	1	0
	一般	160	370	233	582	349

【確保方策及び今後の方向性】

- 調査結果からは、放課後児童健全育成事業の利用ニーズはあまり見込まれていません。しかし、本村においては児童館が子どもの放課後の居場所としての役割を担っており、児童館の利用実績も多いことから、引き続き、児童館において放課後の遊び及び生活の場を提供します。
- 調査結果を踏まえ、児童館における、職員の質の確保、施設の利便性の向上、施設の安全面の充実など、子ども・子育て世帯が安心して利用できる環境整備に努めます。
- 新・放課後子ども総合プランの推進にあたっては、事業の周知や情報提供等を行うほか、地域の実情に応じて、村の教育部門と福祉部門が連携して取り組むよう努めます。
- 障害のある子どもなど、特別な配慮を必要とする子どもの放課後の遊び及び生活の場については、関係機関等と連携を図りながら、子どもや保護者が安心して過ごせるよう配慮します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

本村では、利用者負担の軽減を図るために、村が独自に補助事業を実施しています。

【確保方策及び今後の方向性】

- 引き続き、村の補助事業を実施し、子育て家庭の負担軽減に努めます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【確保方策及び今後の方向性】

- 民間事業者等の参入意向や国の動向等を踏まえながら、必要に応じて対応します。

6 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

(1) 質の高い幼児期の学校教育・保育の推進

子どもの最善の利益を第一に考え、就学前の子どもに関する質の高い教育・保育の総合的な提供を推進します。

また、関係機関、関係団体等との連携を図り、職員の意識向上、人材の確保・育成、適正配置に努め、教育・保育サービスの拡充に対応しつつ、質の向上を図ります。

(2) 幼児教育と学校教育が連携した取組の推進

就学前から小学校への円滑な接続を目指して、保育所・小学校が連携し、園児と児童の交流や小学校体験の充実などを通じて、幼児・児童が安心して生活し、豊かな社会性を育むことができる環境づくりを推進します。

また、保育所・小学校の職員が学校運営連絡協議会等を通じ、共通理解を図ることで一貫した教育・保育の指導を推進します。

7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から開始された、幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度未移行幼稚園の保育料、特別支援学校、預かり保育事業、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

給付の実施にあたっては、幼児教育・保育の無償化の主たる目的である、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、支給方法について公正かつ適正な支給を担保できる給付を行うとともに、必要に応じて保護者の利便性向上等を図ります。

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

子ども・子育て支援施策は、多岐の分野にわたることから、子育てや働き方、ワーク・ライフ・バランス等に関する意識啓発を行います。

また、庁内関連部署の連携による機能強化を図り、一体的な子育て支援施策を推進します。

2 計画の進行管理

計画期間の中間に、計画の進捗状況について取りまとめ、住民、関係団体、有識者からなる檜原村子育て支援協議会に報告し、点検・評価を行います。

「量の見込み」「確保方策」については、子育て家庭の実情や国の動向等を踏まえながら、必要に応じて見直しを行います。

また、計画を効果的かつ実効性のあるものとするために、計画・実行・評価・改善のPDCAサイクルを確立し、進捗管理を行います。



資料編

1 檜原村子育て支援協議会設置条例

平成 26 年 3 月 31 日

条例第 1 号

(設置及び目的)

第 1 条 急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行う等、子育てしやすい環境整備を促進し、子どもの健全な育成を図るため、檜原村子育て支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌)

第 2 条 協議会は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について調査及び審議し、檜原村長（以下「村長」という。）に対し、必要に応じ意見を述べるものとする。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 母子保健に関すること。
- (3) 子育て相談に関すること。
- (4) 保育に関すること。
- (5) 児童の健全育成に関すること。
- (6) その他子ども・子育てに関して村長が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者について、村長が委嘱する委員 12 名以内をもって組織する。

- (1) ひのはら保育園代表
- (2) 住民代表
- (3) 子育てサークル代表
- (4) 檜原村立小中学校関係者
- (5) 檜原村児童館代表
- (6) 民生・児童委員
- (7) 檜原村立小中学校 PTA 代表
- (8) 檜原診療所医師
- (9) その他村長が必要と認めた者（檜原村職員を含む。）

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉けんこう課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 檜原村子育て支援協議会委員名簿

任期：令和元年10月1日～

構 成	役 職・所属団体	氏 名
児童福祉関係	ひのはら保育園長	斎木 京子
	子育てサークル代表	峰岨 摩姫
	檜原村児童館職員	○中村 小百合
教育関係	檜原村立小学校副校長	佐藤 栄太郎
	檜原村立中学校副校長	◎塚原 忍
医療機関	檜原診療所長	田原 邦朗
民生・児童委員	檜原村主任児童委員	森田 喜美
一般	檜原村立小学校PTA代表	高畑 高穂
	檜原村立中学校PTA代表	藤田 由紀子
公募	住民代表	松村 直美
その他	NPO法人里山保育やまっこかわっこ代表	清水 まみ
事務局	檜原村福祉けんこう課長	小林 泰代
	檜原村福祉けんこう課福祉係長	浜本 力
	檜原村福祉けんこう課福祉係主事	齋藤 葉子

◎会長 ○副会長
(順不同、敬称略)

第2期檜原村子ども・子育て支援事業計画

発行・編集：檜原村役場 福祉けんこう課

発行年月：令和2年3月

〒190-0211 東京都西多摩郡檜原村 2717

TEL：042-598-3121

村ホームページ：<http://www.vill.hinohara.tokyo.jp/>
